

平成九年度
皇學館大學神道研究所シンポジウム
(平成九年十月二十五日開催・於皇學館大學會陰会館)

近代日本の政教関係の枠組みをめぐって —特に「国家神道」を中心として—

發題者
コメンテーター
山阪百平大
日本地野石
軍是
巨丸章武眞

司
会
新山
田口
輝
均臣

牟禮 開会します。はじめに神道研究所所長清水潔よりご挨拶申しあげます。

清水 本日、「近代日本の政教関係の枠組みをめぐつて—特に「国家神道」を中心として—」と題し公開学術シンポジウムを企画しましたところ、多数のご参会をいただきまして誠にありがとうございました。神道研究所では毎年こうしたシンポジウムを企画してきましたが、今回で四回目です。政教問題は、今日、司法、教育、政治、あるいは行政の場において様々な意見の対立があり、極めて今日的な問題です。本日は、そういう問題を考える前提として、戦前までのいわゆる国家神道を中心とした我が国の政教議論を深めていただきたいと考えております。本日ご出席いただきました先生方は、この分野における研究者として、それぞれ今までご活躍の方々でいらっしゃいます。「多忙中をまげてお出ましいただきました。心より厚くお礼申しあげます。神道学科教員であり、また神道研究所兼任所員の新田先生が企画を担当されました。今日のこのシンポジウムが、今後のこの問題の議論の展開になんらかの提案を、あるいは一つの新たな方向性を提供することが出来れば幸いと存じます。

牟禮 はじめにご連絡します。案内の段階では、発題者として龍谷大学の平野武先生にお願いしておりました。ところが、二、三日前に体調がご不良という連絡をいただき、文書のみの参加ということになりました。そのため、急遽、コメントーターとして東京大学大学院の山口さんに加わっていただきました。この点、ご了解下さい。では、これから先の司会を新田先生にお願いします。

新田 まず、シンポジウムの進め方ですが、お三人の先生から発題していただきます。順番は大石先生、平野先生、そして、百地先生です。平野先生の分につきましては文章を頂いておりますので、それを私が紹介するという形で進めさせていただきます。

本日のシンポジウムの趣旨ですが、国家と宗教をめぐる問題は、憲法の分野にとつて非常に大切な問題だと、どの教科書にも書かれております。また、我が国におきましても、この問題をめぐる訴訟が多く提起されております。しかし、そういう状況とは裏腹にこの分野の専門の研究者というのは非常に少ないわけです。殊に戦前の政教関係につきましては数える程しかおりません。しかし、日本においても、西洋ほどではないにしろ、近代において国家と宗教との関係をめぐる苦闘の歴史は存在しております。そこで、この分野への関心を喚起したいというのが本シンポジウムの一番大きな目的です。

具体的な内容については、論点を三つに絞りたいと思います。

が充実したものになるのではないかと考えました。
それでは、前置きが長くなりましたが、発題に移ります。最初に、大石先生、よろしくお願ひ致します。

発題

大石 『紹介いただきました大石です。私は研究テーマとしては、議会制度、憲法史、宗教制度という三本柱でやつておりますが、宗教制度は最も弱い柱でありまして、百地先生、阪本先生、それから山口さんは、それぞれ非常に専門的な方でいらっしゃいますので、いわばその前座ということでお話をさせていただきます。

一応、簡単なレジュメを用意しました。テーマを「いわゆる政教関係の法的枠組みについて」というふうに致しました。はじめにその意味についてお話ををして、私の話の範囲を限定させていただきたいわけです。この政教関係と言いますと、一般に今日では、政治と宗教の関係として捉えます。しかし、このように捉えますと、問題が非常に複雑になり、膨大な内容となります。例えば、私がここで何か析りをする、何かパフォーマンスをする、そうするとそれはある意味で政治的な意味を持つものであって、宗教的な意味を持つこともある。だから、政治と宗教の分離ということが何を意味しているかというの、実ははつきりしていないのです。同じ行為が政治的意味合いを持つたり、宗教的意味合いを持つ

一つは、近代日本の政教関係をどのような術語で捉えるべきか、また、その根拠は何か。次に、一般に使われている「國家神道」という言葉の内実、構造をどのように捉えるべきか、またその根拠は何か。三番目に、その他、近代日本の政教関係を考える上で重要なと思われる事柄は何か、ということを中心にシンポジウムを進めていきたいと思います。

次に、本日ご参加頂いた先生方にご出席をお願いした理由を申します。まず憲法の分野が本日のテーマの中心となることは勿論です。大石先生、平野先生、それから百地先生は憲法学者であり、政教関係の専門家です。さらに、それぞれ異なるお考えをお持ちであると同時に、それぞれの立場を代表する研究者でいらっしゃいます。しかし、立場は異なっておりますが、一定の共通認識をもつておられる。それは戦前の日本の政教関係に関するお持ちであるということです。さらに、この国家と宗教との関係を考える場合に基本的に大切な分類や用語の定義が、現在の所、非常に曖昧なままに議論が進められているという認識もお持ちです。従いまして、一定の共通認識に立つて、それぞれの立場から意見を交換して頂けるならば、シンポジウムにとって最もふさわしいのではないかと考えました。

さらに、政教関係においては、歴史学も大事な分野です。そこで、阪本先生、山口さんにお越し頂きまして、歴史的な立場からコメントを付け加えて頂けるならば、なお一層シンポジウム

を摂取する場合にはいろいろなやり方がありました。お雇い外国人を雇う、あるいはこちらから出掛け行くというような様々な道があつたことは、ご承知の通りです。それでは、政教関係についてはどうかといいますと、モーリス・ブロックという人が編集をした非常に分厚い『国政事典』が一八六三年に出ております。二冊本で相当大部なものであります。その中に「宗教」という項目がありまして、ミッセル・ニコラスという学士院会員が書いています。それを非常にうまく翻訳してまとめたものが現物として残っております。「政府及ヒ教会」というタイトルで、現在國學院大学で保管されております栢陰文庫（井上毅の残した文書）の中にあるわけです。

その現物にはいろいろと赤字が入つております。重要な所は赤で点を打つということをやつております。それがあるくらいですから、井上毅が意見書を書く場合に、こういうものを参考にしたことは明らかです。その代表的なものが、井上毅が起草した山県内務卿の宗教处分意見の代草文であります。

そこで、その「政府及ヒ教会」には何が書かれ、どう井上が学んだかということですが、政教関係が「神威政治」「教主政治」「政教合約」「宗教自由」という四つの類型に整理されております。

その上で「神威政治」「教主政治」といったものは採用できない、近代国家、立憲国家では採用できないという基本的な認識が示される。この場合に、「政教合約」「宗教自由」とは何であるかというと、それは突然出てきたものではありません。帝国憲法の説明文というのは、先程でました井上毅がもともと起案したもので、それに後ろに数人の人達が若干の改訂を加えて出来上がつたものが「憲法義解」です。もちろん、後で手を入れていますから、井上毅そのものの考えが全て入っているとは申せません。けれども、現在では「憲法義解」の起草過程を全て辿ることが出来ます。それを見ますと、二十八条の説明文には、ほとんど変化がございません。大きな変化と言えば、せいぜい「信教の自由」というふうに憲法の条文でなつたところが、もとは「奉教の自由」というふうになつていただらいで、後は全部同じです。ですから、その考え方方は変わつていなといつてできまして、結局、全体として明治一五、六年代に井上毅等が学んだ基本的な法律的な骨格が、そのまま維持され、その枠の中で、選択が行われたといふうことであることができるであります。

第三に、現在でいうところの内心における信仰の自由は「完全ニシテノ制限ヲ受ケス」、一切制約を受けない。「而シテ外部ニ於ケル礼拝布教ノ自由」というのは「法律規則ニ対シ必要ナル制限ヲ受ケサルヘカラス」ということと、「臣民一般ノ義務ニ服従セサルヘカラス」ということを書いております。制限を受ける場

ことです。が、「政教合約」というのは、いわゆる「公認宗教体制」「公認宗教制度」を示しております。「宗教自由」というのが、今までいう「政教分離制度」のことを示しているわけです。具体的に申しあげると、「政教合約」というのは、特定の複数の宗教が公法上特別の地位を与えられる、例えば補助金が出る、あるいはその聖職者に国家的な俸給が出る、というようなメルクマールを持つております。それから「宗教自由」においては、宗教団体は一般的の私事であるという認識に立つて、私法上の地位を占めるに過ぎない。ですから、基本的に他の一般的な団体と同じだという発想に立つものということができます。一応、そういう枠組みが既に明治一五、一六年頃に法律的な概念として与えられた、ということを押さえておく必要があるだろうと思います。

次に、明治憲法起草過程と「政教関係」観という二番目の項目についてお話しします。明治憲法の制定過程に着目する限り、基本的にには、立憲国家では国教制度は採用されえないという前提の下に制定されたと考えられます。憲法起草者の「政教関係」観を考えるという時には、伊藤博文の名前で出されました『憲法義解』が参考になりますが、憲法二十八条についての説明文は三点に要約できます。第一に、現在の各國は、即ち一九世紀の後半の時点ですが、国教制度が公認宗教制度を探っているという認識に立ちつつ、第二に「國教ヲ以テ偏信ヲ強フルハ尤モ人知自然ノ發達ト學術競進ノ運歩ヲ障害スル者ニシテ、何レノ國モ政治上ノ威權ヲ

合が二つあるわけで、例えば昨年、あるいは一昨年のような大変な事件が起きますと、やはり、公の秩序を乱してはいけない、刑罰に反する動きはいけないということは、一般的に考えられます。もう一つ、「及臣民一般ノ義務ニ服従セサルヘカラス」ということが書いてあります。実は、これが最後に述べます明治憲法下の「政教関係」のあり方のところで問題点とした所に繋がつてゐるわけです。当初は、どう見てもこの「臣民ノ義務」というのは、例えば納税の義務、兵役の義務を内容として述べられたものであります。この点が後に次第に拡大解釈されるという経緯をたどるわけであります。そこに問題点といいますか、明治憲法下の政教關係を考える場合の一つのポイントがあろう、と思つております。

さて、それでは実際、公法学において、いわゆる政教関係論といふことは、どういう形で展開をしてきたのかといふことを簡単に申し述べましよう。國家と教会、あるいは広くいえば政治と宗教ということになりますが、そういう問題領域について、公法学が、類型を論じたのは当然のことです。しかしながら、よく調べてみると、憲法学そのもので論じられたというよりも、むしろ行政法学において取りあげられたという方が正確であります。つまり行政法の中で行政作用の一環として宗教行政、あるいは宗教政策というものが論じられ、その前提として、國家と宗教の関係一般が、取り扱われるという形になつておりました。

に国際司法裁判所の判事になられた方ですが、その織田萬先生は政教関係を、「国教主義」「自由主義」「折衷主義」及び「護教主義」という四つに分類されております。多少判りにくいのは護教主義でしょうが、今でいうところの公認宗教制度です。それで、国教主義というのは唯一の宗教を定めるというものです。そして、一つの宗教を定めるけれども、その他のものも認める、他の宗教を弾圧しないというのが折衷主義であります。自由主義という言葉は、先程申しあげたモーリス・ブロック以来の使い方でありまして、いわゆる政教分離制度ということになるわけです。
そのまま十数年後には上杉謙吉先生も「了義法原論」(月台三七手)

の中、「教國主義」「國教主義」「公報教主義」「政教分離主義」などといふように分類されていますが、その中で政教分離主義というものが立憲国家の在り方としては正当であるという議論を展開しております。問題はその場合の政教分離の「政」あるいは「教」の中身ということになるわけとして、これがやはり神社・神道をめぐる問題、神社をめぐる宗教分離論をどう位置付けるかということと、微妙に絡まつているように思われます。ですから、我々がイメージするところの政教分離との同じであるかないかといふことを、絶えず注意しておく必要がありましょう。

それでは、憲法學の方で議論したものはないのかといいますと、実は興味深いことですが、政教關係の類型を体系的に提示した憲法の教科書というものは、私の調べた限りではほとんどありません

教合一制度、国教制度という三つは、信仰の強制を行つてゐるので、信教の自由を認めないと認めたものであると認定し、これは現在認められないと排斥されるわけです。したがつて、立憲国家の宗教政策というものが多くは、公認宗教制度もしくは政教分離制度のいずれかを採択するものだという認識を示されている点が注目されましよう。ですから、現在でいうところの国教制度とは意味がないが違つております。現在いうところの国教制度は、唯一の国のが宗教だと決めながら、他のものも寛容するということになりますが、ここであくまでも国教制度というのは、信仰の強制を行つてゐるという前提で捉えられている点に注意する必要がありましよう。

べきだという議論を展開しておられます。さらにもう一つの立場は微妙なのですが、公認宗教制を加味した政教分離制度というのが、第三の捉え方であります。文部省の宗教局長でありました下村寿一という方が、この見解に立たれるようです。要するに、まとめてみれば、政教分離制があるのは公認宗教制かという形で議論が行われているわけでありますし、比較法的な、いわば二ユートラルな概念を用いながら、その中で自己の位置づけを図るという議論であるというふうに特徴づけることができましょう。ここに国教制度という言葉はもちろん出てまいりません。それは明治憲法の制定のいきさつからいつて、国教の偏信を強いることは避けるべきだという基本的な認識があつたんだ、というふうに考えることが出来るかもしれません。

梓づけ、位置づけるかという問題であります。もちろんそういう形の問題提起は戦前にはありません。今まで申し述べましたように、一般的な比較法的な枠組みの中で、明治憲法下の制度をどう位置づけるのかという問題意識で貫かれております。その上で最も多いのが政教分離制度と捉えるか、またはそれに近いと見るものでありまして、織田萬、美濃部達吉、佐々木惣一、金森徳次郎、それから田中耕太郎といったような方々はすべて、政教分離制度またはそれに近いというふうに観察しておられます。もう一つの見方は、公認宗教制度であるというふうに見るものであります。

ん。わずかに法制局——現在の内閣法制局ですが——におられた金森徳次郎先生が、その『帝国憲法要綱』（昭和九年）の中で、ドイツ学的な枠組みを前提として、「政教一致制」「公認教制」「政教分離制」というふうに類型化されていたのが目立つ程度であります。それはどういう位置づけかといいますと、憲法二八条のいわゆる信教の自由を保障した部分の解釈に際して、まず宗教政策という形で国家が宗教に対してもういう対応を探るべきかという観点から問題を取りあげ、その枠組みの中で示したものであります。この頃、もともと商法から出発され、法学者でもありました田中耕太郎という先生がいらっしゃいました。この方自身はカトリックで、その前提で話を聞かなくてはいけないということになりますけれども、岩波『法律学辞典』（昭和十年）の「宗教と國家」という項目で、宗教と国家の関係の類型を示しておられます。それは「融合主義」「分離主義」それから「折衷主義」ですが、ここにいう折衷主義は、織田萬先生とは少し違いまして、いわゆる公認宗教制度のことと指しております。

議論を展開しておられる。その意味では微妙な表現を探っていることが出来ましよう。実は、田中耕太郎先生も同様であります。ご自身がカトリック法学者ですから、こういう問題についての意識は非常に先鋭だったと思われますが、やはり同じような搖らぎを示しておられます。例えば「法制上の形式から言えば分離主義が採られている」というふうに言わながら、「しかし、事実において、多数の国民の確信及び神社内において行われる神職の行為には宗教的内容のものが存在することは否定し得られない」というふうに、結局、法制度と実生活との間に矛盾が存在するということで論を閉じておられます。したがって、全体としてどう捉えるかということになりますと、その事実において行われている所を強調していくか、あるいは法制度に注目して議論するかによつて、結論は大きく異なつてくるということになるわけでありましょう。そうした、いわゆる政教関係の捉え方をめぐる見解のズレ、差異といふものの評価には、一つは神社神道の位置づけをめぐつて行われた、いわゆる祭教分離論・神社非宗教論的是非が関係するであります。

さらに、私どもにはなかなか馴染みがなく、分かりにくいことですが、明治一七年の神仏教導職廃止令というものをどう捉えるかということによつて、見解が大きく分かれております。「管長に委任」するというような言葉がありますけれども、その委任の意味をどう理解するかによって問題の捉え方が大きく違つてゐるのもだという議論は展開しなかつたということは、注意しておるべきであります。

ともあれ、神社非宗教論にしたがい神社神道を宗教ではなく祭祀であるとしても、それを強制するということになれば、現在の憲法の言葉でいえば、たとい宗教の問題でないにしても、当然に思想の自由の問題になりうるわけです。とくに、昭和六・七年段階になりますと、小学校、中学校、高等学校の学生、生徒、児童に神社参拝がほぼ義務づけられるような形になつています。これに対して、天主公教会の方から伺いが出ておりますが、昭和七年九月の段階における文部次官の回答は、「学生、生徒、児童を神社に参拝せしむるは教育上の理由に基づくものであつて、要するにこの場合に要求せらるる敬礼というのは愛国心と忠誠などをあらわすものに他ならず」というものでした。つまり宗教の問題ではないというふうに答えております。しかし、宗教の問題ではないという前提をおいても、我々の現在の用語でいえば、個人の思想の自由・自律という点からいつて問題があつたことは確かである

といふことができます。つまり、一方の論者は、要するに、それはいわゆる政教分離制度への一步なのだと、うに捉えます。他方の論者は、神社神道と宗教神道との区別の淵源なのだと、うに捉えるわけです。その意義について理解が大きく異なると、いうことも注意しなければならないと思います。

さらに、憲法二八条の「臣民タルノ義務ニ背カサル限リニ於テ」という文言があります。一つの留保ですが、それをどう解釈するかということが大きく関係していることができます。ただ、どういうふうに枠組みを採るにしても、神宮や神社が公法人とされる、要するに特別扱いされる法制であるということは、議論の前提となっています。それでは、特別扱いをするから直ちに国教制と見ているのかといえば、必ずしもそうではない。すなわち、いわゆる祭教分離論・神社祭祀論の論理からしますと、祭祀の強制があつたとしても、なお政教分離制であるということがいえる。しかし、神道宗教論の立場からすれば、公認宗教制といふことになるのでしよう。さらに、「臣民ノ義務」のところを拡大解釈して、神社参拝というものが当然視されるという形で、神社参拝の強制あるいは他宗への圧迫という要素が加わるならば、強制という要素を含みますから、国教制度というふうに表現することもできるであります。しかし、それはすべて一応の前提をおいた上での議論です。こういう枠組みで議論をしていけばこうなるということであります。しかし、そこには、今日我々が考

うと思います。この考えは、実は私の発案ではなくて、戦後の憲法制定会議、占領軍の案を基にした憲法制定会議で、佐々木惣一先生がその旨を述べておられます。「たとえ宗教でないにしても、問題がここにあつた」と。ですから、宗教の枠組みを広げて考えてみた場合に、公認宗教制から一步進んで国教制度という捉え方が出てくることも、あながち不当ではないといふうに、私は思つております。

多少分かりにくい報告になりましたが、後でまた補足する時間を与えられるでありますから、その時に少し整理した形で申しあげることができますと想います。ご静聴ありがとうございました。

新田

大石先生ありがとうございました。それでは続きまして、私の方で、平野先生から頂いております文章を読みあげ、その後で、平野先生のこれまでの論文を基にして、若干の補足を行いたいと思います。

平野 「意見」最初に、私は法律家であり、歴史家でも宗教学者でもないことをお断りしておきたいと存じます。また、私は現行憲法の基本的価値を支持しており、個人の尊重と自由、民主主義（國民主権）の原理に最大の価値を見いだしております。宗教に関しては信教の自由と政教分離を最大限擁護する立場にいます。さらに、私は歴史家ではないものの、歴史認識としては先人の行為を

基本的には批判的にとらえるべきであると考えています。そのような私を後の人批判し、その人もまたさらに後の人によつて批判され、歴史は進んでいくのだと考えています。このような立場から国家神道を論じることは一定の価値判断に依拠しているわけですから、果たして科学的な立場かという疑問はあるでしょうが、学問を志す以上は、できるだけ客観的に自己謙抑的に迫りたいと考えていますので、立場の異なる方々とも接点はあると存じます。

とはいっても、歴史家や宗教学者、神道家の方とは率直にいつて、議論ができるかどうかは自信がありません。私が学ぶことはあっても、こちらからお話しできることはほとんどないようと思われるのです。私は、現行憲法の政教分離を理解する上で、国家神道、国家神道体制に関心をもち、これをどのように評価するべきかの作業を行つたにすぎず、歴史的事実について見解を求められても満足のえられるような説明はできません。私のできることは法的な評価だけです。ただ、今回のシンポジウムの参加者が法律家であり（個人的にも存じあげている方でもあります）、共通の土俵がありますので、その方とは議論はしやすいと思います。

近代日本の政教関係を考える際に、まず、お話ししたいことは、私は、日本は基本的に「世俗的」な国家であるとの認識をもつて

いることです。織田信長が比叡山を焼き討ちし、本願寺を屈服させて以来、日本には政治権力（俗権）に対抗しうる宗教的力は存しなくなつたと思います。そのことは明治以降の国家神道の問題

を考える際にも重要なと考へています。近代日本の政教関係もヨーロッパと異なり、国家と教会（宗教団体）の関係の問題ではなく、圧倒的に優位に立つ国家による宗教の統制・利用の問題なのです。今日でも問題になるのは、基本的に国家による宗教の利用です。愛媛玉串料訴訟等の政教分離訴訟もそれを問題にしてきたのです。

(1) 政教関係の分類については、近代国家においては理念型としては、国教制、公認教制、政教分離制に分類できるものと考えています。コンコルダート制は一つの国家レベルで考えるならば公認教制に含まれるとしてよいでしょう。政教関係の分類は、理念型として考えられるべきものであり、現実にはどれかにぴったりとおさまるものはないといってよいでしょう。政教関係を問題にする場合、認識レベルの問題と規範レベルの問題があると考えます。現実にある時期のある国家の政教関係がどの型に当てはまるか（近いのか）という問題と、このような型の政教関係はこのようなものでなければならない、という主張です。とくに政教分離である以上、こうでなければならない（こうであつてはならない）という論法はよく見るところです。以下、認識レベルの問題として考えたいと思います。

ただ、法律家の関心からいうと、国家と宗教の関係として政教関係をとらえる場合でも、そこにおいて宗教の自由がどれだけ保障されているかという点について無関心ではいられないのです。

そのような関心を抱くのは法律家として当然かもしませんが、保障されている信教の自由の程度をどのようにして量るかという困難な問題をひきおこします。

以上の3分類のうち、国教制と公認教制の違いは形式的なものといえるでしょう。一つの宗教をその国の宗教とする国教制の場合、国教の地位を絶対的なものにしようとすれば他の宗教への抑圧、圧迫をともなうことになるでしょうが、国教制といつても形式的に特定の宗教が国の宗教とされているにすぎず、他の宗教の信仰を認めることがあるのです（英國や北欧諸国）。公認教制の場合、国の宗教は存在しませんが、特定の宗教が公的地位を与えられ、一定の保護をうけるわけで、国家との名目的な結び付きがない点で国教制との差は存するといえます。

(2) 国家神道は国教であったかが問題でしょうが、非宗教であるとされていても神社神道が宗教であり、國家の宗祀、國家祭祀とされていた以上、実質的に国教制であったといわざるをえません。ただ、法制上は国教制であることが避けられたことは事実です。当時、国教制をとつていた国は多かつたのですから、日本が神社神道国教制をとつても、キリスト教の布教の自由さえ認めるならば、列強諸国もこれを容認したかと思います。事実、周知のとおり、レスラー・シユタインは国教制を採用するよう進言しています（グナイストは仏教国教制を提言しました）。それにもかかわらず、法制上は国教制を採用しなかつたこと、すなわち神社

非宗教論をとつたことにはいくつもの要因が作用していると考えます（為政者の宗教観－冷徹な国家主義的発想、真宗の思惑、神社側の防衛の気持ち）。このあたりは専門家の意見をぜひ聞きたいところです。

なお、神仏基の3教が「公認」された宗教とされていたということもありますが、仏教公認運動等があつたことからもわかるように、仏教の側からは自らを公認教とは考へなかつたようです。神社が法制上は国教とされていなかつたように、仏教は法制上は公認教とはされていませんでした（教派神道、キリスト教も同様）。3教は、もちろん、公法人としての地位はもつていなかつたし、特權を与えていたわけではないですから、公認教とはいえないでしようが、これら3教は、その他の宗教とは異なつた取り扱いを受けていたことは事実です。政教分離制の場合、国家はすべての宗教に平等な扱いをすることがマルクマールになりますから、3教について政教分離的な扱いがされていたとはいえません。むしろ、公認教に近い扱いであったといふべきでしょう。

政教関係の総合的な把握とすれば、実質的には神社神道を国教とする国教制が存在していたと考えるべきです。ただ、それを法制上は規定しなかつたことが特徴的であつたといえるでしょう。

(3) 国家神道および国家神道体制の内実（構造）については一言で語るのは大変むつかしいのですが、まず、言いたいことは、国家神道と国家神道体制を区別すべきではないかと考えているこ

とです。

国家神道体制は国家神道（神社神道）だけでなく、神仏基の三教、その他の「宗教」、宗教運動、神道思想さらには教育勅語（宗教的觀念は避けていますが）等からなりたつたと考えてお互いに支えあつていたと思います。国家神道が中心に存在しているのですが、そのウエイトは時期によつてかなり異なるのではないかでしょうか。政治権力は、国家神道を「信教の自由の波」から防衛することを重要視して、いた時期にはそれを全面にだしませんが、防衛の必要がなくなつたときにはこれを積極的に利用することにしたのでしよう。

国家神道体制の成立期には、確かにそれは消極的・防衛的であり、積極的に国家神道への崇敬を強要して、いたとはいえないでしょうが、それだからといって国家神道体制は抑圧的でなかつたとはいえないと考えています。積極的に崇敬をもとめず、消極的・防衛的であるとしてもそのような体制を批判することを排除したからです。そのような対応をした政治権力は、西南戦争の終了、自由民権運動の衰退によって、明治十年代中葉には安定期にはいつており、決して脆弱なものではありませんでした（初期帝国議会ではいわゆる民衆の抵抗が続きます）。

国家神道体制も時代によって性格を変え、いたところがあります。神社参拝が事実上強制的になつた時代もあります。それらの詳細についてはお話しすることはできません。事実の検証のゆ

しかし、これらの学説、判例を眺めてみると論点は明らかになると思います。事実上の国教、臣民タルノ義務、参拝の強制、宗教弾圧、実質的国家神道、国家神道思想教育、軍國主義の精神基盤、国家神道と政治イデオロギーの関係、教育勅語の地位、神社神道の国家的管理と財政的結び付き、国家神道の君臨の実態、国家神道体制の成立と確立の時期等々が議論されるべきでしょう。この「意見」の中で述べた見解については具体的な事実、資料に則して議論すべきだと批判もあるでしょう。すでに触れましたように私自身の知識、関心、力量そして今ある条件（体力と気力）と時間的制約からこれ以上のことはできません。シンポジウムでは意見、見解の相違から議論がからまわりすることがないことを念じております。

新田 今の平野先生の「意見」について、私の方から若干補足させていただきます。まず、平野先生の場合、現在の「政教分離を戦前までの日本を支配した国家神道についての歴史認識を踏まえて考える」（政教分離裁判と国家神道 四頁）、つまり「国家神道は決して過去の問題ではない」（同書、五頁）というのが基本的な立場です。しかしながら、「国家神道や国家神道体制という語はこれまであまり厳密に定義されないまま使用されて」（同書、一六四頁）いたという認識を持つておられます。そこで、「自身の定義を次のように述べておられます。『国家神道体制が検討す

りりありません。しかし、国家神道体制を一貫して支えていた論理とすれば神社非宗教論をあげるべきと考えていることは繰り返しておきたいと思います。ファシズム期には国家神道体制は変質したともいえるでしょう。それでも戦時の宗教弾圧（ドイツでもユダヤ教やエホバの証人についての弾圧はありましたが、日本の例は突出していると思います）について、国家神道体制が無縁のものであったとは思われません。なぜなら、国家神道体制が結局は天皇神聖、天皇尊崇に結び付く宗教体制であり、国民すべてをその中に位置づけ、天皇中心の生き方を求めるというイデオロギーを内包していた以上、国家の危機が叫ばれる一方、神国日本が強調されるときには、国民統合の中心的役割を与えられ、異端者を排除する色彩を強めることになったのは当然であるといえます。神社参拝が事実上強制的になつた時代もあります。それらの詳細についてはお話しすることはできません。事実の検証のゆ

（4）レジュメと資料では判例をとりあげています。判例で国家神道、国家神道体制がどのように認識されているかは、歴史学、宗教学の研究者にとってはどうでもよい問題かもしませんが、法律家にとっては重要な問題です。判例の認識は、原告、被告の主張の反映であるわけですから、判例を眺めてみるのも意味があることだと思います。これらの判例、さらにレジュメ記載の從来の研究者の国家神道についての認識は確かに問題があると考えています（新田、阪本先生の説は当由うかがえると考えたため省略しています）。

べき様々な要素をもつっていたことは事実であるが、国家神道体制が国家神道と呼ばれるものを中心とする体制であり、国家神道なるものにより規定される体制であることはまちがいない。そこでいう国家神道については様々に説明されているとしても、それが近代天皇制国家の国家宗教であり、日本の伝統的な宗教の一つである神社神道を國家が全面的に掌握し、皇室神道と結びつけて國家宗教としたものと考えてよからう。しかし、国家神道の内容についてはさらに多くのイデオロギー装置や政策をこれに含めて考えることもできる（同書、二三三頁）。この定義は、かつて村上重良氏が「国家神道」（岩波新書、一九七〇年）の中で行った定義に基本的に依拠していると考えられます。

そして、国家神道を論ずる者の中には、国家神道体制が現在いわれてよくな強力なものではなかつたという人がいるけれども、そういうことと、国家神道体制が抑圧的なものであつたかどうかということとは別問題であるとの見解を示しておられます。

さらに、国家神道体制の歴史的段階を「成立期」「確立期」「ファシズム期」に区分されています。そして、「成立期」（明治十年代後半）については、「宗教（教派神道、仏教）と祭祀（神社神道）を分離させ、その位置づけを明確にしたのである。前者は家の宗教、私の宗教と位置づけられ、その限りにおいて一定の「自治」と「自由」が認められるが、後者は、国家の祭祀として非宗教とされ、公の性格をもつとされたのである。このような形が整つた

ことをもつて国家神道体制が成立したといつてよからう」（同書、二四八頁）と説明されています。

ここでは、先程の国家神道体制の定義とは異なる定義が提示されております。これはどうしてかといえば、平野先生が、二人の論者の異なる定義を混ぜ合わせた形で議論を展開しているからです。そして、ここでは中島三千男氏の国家神道体制理解に依拠して議論が展開されています。中島氏の国家神道体制理解はどのようなものであるかと言いますと、國家神道体制というのは、ある程度信教の自由・政教分離思想を取り入れた上で、一方では神社神道を非宗教とし、他方ではその他の宗教に一定の自治を与えるというバランスの上に成り立った体制であったというものです。

さて、平野先生は、この「成立期」について、「さしあたつては防衛的なもの」（同書、二四八頁）であり、「憲法義解」の解説によれば、この「臣民タルノ義務」の中に国家神道尊崇が当然含まれているとは考えにくい（同書、一二五一页）けれども、「この時期の国家神道体制が信教の自由を十分に保障していたわけではない」（同書、一二五二頁）といわれます。それはどうしてかといえば、内村鑑三事件があり、久米邦武事件があり、教育勅語・御真影・学校儀式などが「知らず知らず国民を教導する点で大きな力を發揮した」（同書、一二五二頁）からだといわれています。

つぎに「確立期」については、「戦争は国家神道体制の「確立」

に大きな力があつたと考えられる」（同書、二五五頁）とされ、「國家の祭祀として神社神道を位置づけ、神（教派神道のこと）、仏、基の三教を私の宗教として公認配置する体制は、日清、特に日露戦争を経て制度的に完成し、イデオロギー面でも国民を動員、支配することに一応成功したといつてよい」（同書、二五五頁）と述べておられます。しかし、平野先生が依拠していると思われる中島氏の見解は異なつておりますので、「確立期」について、「ここで国家神道体制が確立したというのは、あくまでも政府の政策がその方向にそつて行わたれた、ということであつて、このことによって国民を完全に把握することが出来たということを言つていいではありません」（「明治憲法体制」の確立と国家のイデオロギー政策】『日本史研究』一七六号、一九〇頁）としておられます。

「成立期」と「確立期」との違いについては、平野先生は「國家の祭祀を信教の自由の波から防衛するための体制という意味から国民に尊崇を義務づけ、参拝を強要する体制へと展開する。」（中略）「神社非宗教論」は、国民に各自の信仰とは別に国家神道への尊崇を義務づける論理として機能するようになつた（同書、二五六頁）といわれています。

最後の「ファシズム期」ですが、これは昭和に入つてからと見ておられるようですが、「国家神道に対する牽制・批判は、時代とともにしだいに不可能になる」（同書、二五六頁）、「神社参拝

は臣民の当然の義務であり、これを否定する輩は非国民とされた。

神社参拝強制を批判する声は生き消れてしまつた」（同書、二五七頁）といわれております。そして、この「ファシズム期」の「そのような状態は国家神道体制の帰結であつたともいえよう」（同書、二五八頁）と結論づけておられます。「帰結」という意味があまり明確ではありませんが、国家神道体制が存在する以上、結局はそうならざるを得なかつたということではないかと思います。この部分も、中島氏とは大きく異なっています。中島氏は「あの天皇制ファシズム期の諸宗教のむき出しの弾圧はこのバランスが崩れたものであり、そういった意味では国家神道体制の極致である、といつても崩壊であるということが出来ると思います」（前掲論文、一九〇頁）といわれています。

最後に一つ付け加えますと、「神社非宗教論」について「民衆は神社神道を宗教でないとは認識していなかつたから、神社で祓をうけ、祈願をなすことに何の疑問もつことはなかつた。」「神社非宗教論」は、人為的なものであり、そのままでは民衆の意識と乖離していたことは否定できない（同書、二六二頁）と言わっています。この「神社非宗教論」は人為的なものであり、民衆意識と乖離していたという認識について、どのように思われるのか。後から、山口さんにご意見を伺いたいと思います。

以上が平野先生の説であります。続きまして百地先生にお願いします。

百地 ご紹介いただきました日本大学の百地でございます。私の専攻は憲法、特に政教分離問題をやつております。政教分離問題といいましてもいくつかの裁判に直接関わるという形で、かなり実践的なところでやつてきましたので、専ら日本国憲法の解釈が中心でした。そして、必要に応じて外国の法制・政教関係についても調べるというような形でやつてきました。従いまして、外国の法制についてもざつと概観したことがある程度で一つ一つを特に詳しくやついているわけではありません。それから国家神道の方も門外漢であります。阪本先生や新田さん、あるいは葦津珍彦先生の著書を拝見する中で、少しこれから勉強しようかなというところでございます。従いましてこの国家神道と日本の政教関係について正面から論ずる場で発題者になるというのにはかなり奮勇を要しますけれども、いろんな行きがかり上、パネラーとして出席することになりました。今日は阪本先生や諸先生方のご意見を色々と伺えることを楽しみにしております。

さて、いわゆる国家神道をめぐりましては通説に対しては色々と疑問があります。大きく二点になります。戦前の政教関係、いわゆる国家神道、あるいは国家神道体制、これを全面的に擁護する気はありませんが、しかし、従来の通説のように一方的に非難する、あるいは断罪するという、そういう論調は果たして当たつているのかと、こういう疑問が第一点であります。

えば村上重良氏のようく世界史上例を見ない特異なものとして見る、そういう考え方方が果たして当たっているのかどうかということがあります。これが当たっているのかどうかを判断するには、日本のことだけを見ていても分からぬ訳であります。国家神道体制と同時代の国際社会を入れて、その中で日本の政教関係を客観的に評価する位置づけることが必要ではなかろうかと思います。ところが、我が国のこれまでの議論で、村上さんにもそうですが、あまり当時の外国の政教関係について議論しているのを聞いたことがありません。憲法学者の議論でも、今日の状態の研究、あるいは各国についての歴史的な研究はあります。ですが、明治時代と同時代的な研究というのはあまりなかつたような気がします。そういうことで、その辺りからの比較をしてみる必要があるのではないかと思います。そうした場合に、既に大石先生のお話の中にもありました、わが国は当時の欧米各国と比較的近い政教関係を採用していたという印象を持っております。結論的には、そう特異なものであつたと断罪されるようなものではなかつたのではないかと考えております。以上の二点につきまして、ザッと一通り申し上げたいと思います。

最初に、いわゆる「国家神道」論が今日何故問題にされているのかということです。これについては、それぞれ学問の分野によって関心の持ちようが違うと思いますが、私が関心を持つている憲法の政教分離との関連で言いますと、どうも厳格分離論者といわ

れる人達が、色々と厳格分離の根拠を述べてきたけれども、その一つ一つが根拠の無いものとされていく中で、最後の拠り所として持ち出してきた。厳格分離、特に神社神道に対するのみ厳しく分離する為の根拠として「戦前に対する『反省』」という考え方を持つてくる。そして、その中核にあつたのが国家神道体制である。そういうた発想から厳格分離の最後の拠り所として国家神道論を持ち出しているような印象を抱いております。これは事実、政教関係の訴訟をずっと見ておりますと、従来はあまりそういうことが議論されていなかつたのに、近年になつて表に出でてきているという事から、このような見方はそうはずれていないと思つております。

次に「国家神道」についての通説的な理解、戦後の特に憲法学者の中での通説ということになりますが、その理解は以下のようないものだらうと思います。だいたい三點挙げることができます。まず第一点は、神社は事実上の国教であったということ。それから二番目として、特定の神社（伊勢神宮・官國幣社）が國家の公の施設（公法人）であり、宮司その他の職員が「官吏」（後に官吏待遇）とされたということ。それから、三番目に国庫から財政上の補助を受けていたということです。これが国家神道の大ざっぱな理解だと思います。

そして、このような国家神道によって様々な抑圧、信教の自由に対する侵害がなされてきたといわれております。たとえば、国

家行事、教育を通じての国家神道の強制。国民に対する神社参拝の強制。「臣民ノ義務」の中には、神社参拝の義務が含まれたんだという議論もありまして、戦前においては信教の自由は保障されていなかつたというわけです。それからキリスト教、民衆宗教への弾圧。こういった説明がなされます。

次に、判例による「国家神道」について申し上げます。まず、津地鎮祭訴訟最高裁判決の中では、比較的表現は穏やかではありますけれども、いわゆる通説とほぼ同じ見解が示されております。「国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、ときとして、それに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対しきびしい迫害が加えられた」という認識に立つております。

それから、箕面遺族会補助金訴訟一審判決は、この国家神道についてかなり詳しく論じておりまして、「制度的国家神道」と「実質的国家神道」とを分けて説明しております。平野さんのように国家神道と国家神道体制とを区別するやり方。あるいは、法制度とイデオロギーの問題とを区別する考え方。歴史学ではそういう考え方方がかなりなされていてるのかと思いますけれども、その辺を踏まえて出てきた議論だらうと思います。「制度的国家神道」というのは「神社神道から祭祀の面のみを切り離し、これを国家祭祀として国教化し、それに伴い神社界を公権力的に編成して、神社に対する国家的庇護を行つていたという面」。それから「実質的国家神道」というのは「その背景となり、またそれを支えて

いた、天皇の神聖絶対性を主軸とする、宗教と政治的のイデオロギーの入り混じった思想、觀念」であるとされます。そして、そういう国家神道の支配の下では、眞の意味での信教の自由は存在しなかつた。そしてまた、戦前の日本の超国家主義、軍国主義を支える精神基盤となつていたとという認識であります。

ただ、興味深いのは、いずれの判決も「国家神道」はすでに消滅しているとしている点です。合憲判決と共に通してるのは、戦前を非常に厳しく断罪しつつ、しかし、戦後国家神道は既に消滅したんだから、日本国憲法の政教分離解釈には直接影響はないという考え方です。それに対して違憲判決は国家神道の復活の恐れが今日なお存在するんだという所に力点が置かれているわけです。大分県の主基祭田抜穂の儀參列訴訟は現在福岡高裁に係属中ですが、この一審判決の（これは合憲でしたが、その）冒頭でも国家神道についてかなり厳しく断罪するような文章が出てきます。そしてその上で、抜穂の儀への参列の合憲性を論じています。先の最高裁の玉串料判決において可部裁判官は反対意見の中で、「多数意見はいたずらに国家神道の影におびえるもの」といういふ方をしておりますが、そこまではつきり言う意見は合憲判決でさえ少ないと思ひます。

それから先程の文章の中では平野さんは「判例の認識は、原告、被告の主張の反映」といういふ方をしておりますが、実態からすると必ずしもそうではありません。私がいくつかの裁判に関わつ

た限りでは、国家神道について被告側はほとんど議論をしておりません。あまり準備書類も提出しておりません。それには二つの理由があります。一つは、いわゆる「國家神道論」ではない国家神道論に私が初めて接したのは、昭和六十二年の葦津先生の『國家神道とは何だったのか』でありますし、その後、阪本先生が『國家と宗教の間』でかなり詳しく、本格的な論文を書かれ、そして『國家神道形成過程の研究』が出たのが平成六年であります。ですから、従来の国家神道論に対する反論が出てきてまだ十年そこそこのです。従つて被告、あるいは被告を支援する側においても、その成果を充分吸収しきれるところまで行つていなかつた。つまり裁判の準備書面等にまで反論を盛り込むことが出来なかつたというところがあります。

たとえば愛媛の玉串料訴訟で被告側の主任弁護人をされた堀家先生にしてからが、戦前の国家神道を徹底的に批判した上で、しかし、戦後はもうなくなつたんだからよいんだという論理で片づけられる。そういうわけですから、被告側はほとんど国家神道の問題については準備書面をだしておらず、ですから反論が無いから、裁判官としても、従来の国家神道論とは異なる議論がある事自体ほとんど知らないわけです。したがつて、結局、判例に現れるのは原告側の国家神道論そのままで。それゆえ、裁判の場において、国家神道についての反論を積極的に提起していくことが、これから大きな課題ではないかと思います。

ないか、また客観的なものではないかと思つてゐるわけであります。

それから、次に具体的な内容として、神社が国から特別の保護を受け、事実上の国教であつたということについてですが、あくまで神社を「非宗教」とした上での保護であつて、宗教活動を禁止し、祭祀に専念させたわけであります。つまり、宗教活動を否定した上で、これを国教にしたというわけですから、いつてみれば言語矛盾であります。この辺の議論がどうもよく分かりません。それから、保護の実態であります。これは阪本先生の方で詳しいお話をすると、官國幣社として公法人化された神社は、全国約一〇万神社の内の約二〇〇社程度（〇・二%）と言われているようです。官國幣社への財政補助にしても、必要経費の一〇分の一定程度、最高一〇分の二程度というふうに伺つております。官國幣社の宮司等は「官吏」後に「官吏待遇」とされたといわれますが、ただし、官吏とはいうものの、国は任命するだけで、神宮を除いて、俸給は支給していません。それから、事実上の国教とされていたということですが、問題とすべきは、先程述べましたような理由からも法制度であつて、法制度としては、私は結論的に公認教制の一つと見てよいのではないかと思つております。

それから国家神道の強制、宗教弾圧という点ですが、まず神社参拝の強制について。これについてはもちろん色々と問題があつります。

シンポジウム・近代日本の政教関係の枠組みをめぐつて

それから、いわゆる「國家神道」論に対する疑問でござりますが、これはもう葦津先生、阪本先生、それから新田さんの意見の受け売りでありますから簡単にします。まず「國家神道」の定義の問題ですね。つまり、国家神道についての議論の混乱の原因は、この定義そのものが混乱しているからだと思います。制度だけなく、思想、イデオロギーまで含めて考えるという考え方、立場がありまして、これが出发点において混乱をつくっていると思います。結論的には、私は国家神道は制度としてのそれを指すと見るべきであると思います。思想・イデオロギーとしての国家神道は少なくとも政教分離の射程外であると思います。歴史学者の関心からすれば色んな見方があると思いますが、少なくとも私の関心である政教分離論の立場から見れば、政教分離というものは国家と宗教の関係についての問題ですから、従つて思想・イデオロギーというのは射程外です。もちろん先程、大石先生がいわれた思想の問題といった点からの批判なり評価なりというのはあると思いますが。それからもう一つは、国家神道という言葉そのものが、戦前はほとんど用いられなかつたのであります。神道指令をきっかけとして、人口に膾炙するようになりました。その意味からも、この神道指令の説く国家神道の定義、すなわち「日本政府ノ法令ニ依リ、宗派神道又ハ教派神道ナル宗教ト区別サレ、一般ニ国家神道又ハ神社神道トシテ知ラレタル非宗教的国家祭祀トシテ分類サルル神道ノ一派」、これに依拠するというのは非常に重要な規定です。

たと思います。今日の目から見るとすれば、信教の自由の侵害にあたるような場合があつたことは事実だらうと思います。ただし、あらゆる神社参拝行為が全て強制であつて、信教の自由の侵害であつたかのような全面的あるいは一方的な断罪に対しても疑問を持つております。まず事実関係がきちんと明らかにされる必要があります。それから、強制という場合にも法的強制なのか、あるいは事実上の強制なのか、事実上の強制ということになりますとこれは非常にややこしい議論になってしまいます。日本人の国民性として、当時は喜んで参拝し、別に反対する意志も無かつた人達もたくさんいたはずです。それを、後になつて「いや俺達は強制されたんだ」と言い出したら、これはもう水かけ論です。その辺がどうも曖昧なままに議論されているのではないかと思います。但し、上智大事件のように、カトリックの信者の人まで愛国心の発露としての参拝を強制したといった辺りについてはもちろん問題があつたかと思います。

宗教弾圧についても、弾圧があつたことは事実ですが、根拠法令は不敬罪、治安維持法、警察犯处罚令等であります。従つて、これを「國家神道」（制度としての国家神道）によるものと見るのは、正しくないだらうと思います。これも一つ一つやはり事件の実態を見た上で議論していかないといけないと思います。それをしないで、当時のナチス顔負けのというか、それ以上の弾圧であつたというような決めつけがなぜできるのか、その辺が疑問で

あります。それから、国家神道による弾圧という場合には、結局、国家神道の定義次第でありまして、国家神道に思想・イデオロギーを含めて考えるとすれば、国家神道による弾圧という言い方も可能であるかもしれません。ところがあくまでも制度としての国家神道ということを前提に考えれば、国家神道による弾圧というのは疑問であります。

次に、三番目の明治憲法下の政教関係に入ります。果たして「国家神道は世界の宗教史の上でもほとんど類例のない特異な国教であった」のかという疑問であります。もし国家神道がそれほど特異な国教であったというのなら、同時代、つまり一九世紀後半から二〇世紀前半辺りを取り出して、当時の欧米各国ではどのような政教関係が採られていたかということを見る必要があるのではないかと思います。そうしますと圧倒的多数の国は国教制か公認教制を採用していました。

ちなみに国教制については、明治の憲法学者たちの定義とは異なって、一応、法制度上一つの宗教を国教として定めている（もちろん不文の場合もありますが）場合をとりあげて国教制として考えますと、イギリスはもちろん国教制です。現在もそうです。他方、宗教的寛容の原則というのがありましたから、非国教徒に対する信仰の強制というのは無かつたわけです。但し、カソリック、イエズス会に対する差別は二〇世紀に入るまでありました。たとえば、カソリック、イエズス会の信者に対しては、公務就任

を認めないとといったことはあったようであります。

次に、スペインについては対象になるのは一八七六年憲法といふことになると思います。詳しいことはまだ調べておりませんで、憲法の条文に当っているだけですけれども、カソリックは国教とされておりました。その前提にはもちろんコンコルダートがあるはずですけれども、「何人と雖もキリスト教の道德を尊重する限りは、スペイン領土内に於いて、その宗教上の意見のために又その特殊の形式の礼拝を行ふために、迫害を受くることなし」（第一条二項）と規定されております。その点明治憲法では、少なくとも立法者は神社参拝を「臣民ノ義務」とは考えていなかつた。神社参拝の義務に反しない限りで、信教の自由が保障されるというようなものではなかつたわけですから、むしろスペイン憲法の方が制限が厳しいと言えるわけです。さらに「但し、儀式及び公の挙行は、国教以外のものを許さず」（同三条三項）とも規定されています。要するに、国教以外のものは外的な信教の自由を認めないというのですから、これもかなり厳しいと思います。

それから、イタリアについては対象となるのは一八四八年の憲法、一九二八年のラテラノ条約だらうと思います。これもカソリックを国教としている。但し、他宗教への寛容は妨げないということがあります。この辺りを見ますと、スペインの場合はやや厳しいものがありますが、国教制とはいっても当時、既にすべての国民に信仰を強制するという意味での国教制というのは欧米では少なくなつ

ていたのではないかという気がします。従つて、そういう意味での国教制を持ち出して議論するのは果たして妥当なのかということを、先程の明治憲法下の法学者の意見を拝聴していく感じました。

次に、公認教制の国々ですが、私は公認教制については非常に幅の広いものではないかと考えております。一つの宗教を国教として特に保護するのが国教制。宗教団体を私法人として、宗教の平等を認めるというのが政教分離制。その中間的なもので、宗教を保護するのが公認教制。そう考えますと、その保護の方法には様々な形態があると思いますから、ほんとに幅広いものと思つております。

プロイセンの場合には、一七九四年の一般州法典、それから一八五〇年の憲法が対象になると想います。国教を否定し、福音教会（ルター派とカルバン派）とカソリック教会を国の當造物とします。つまり三つの宗教を公認宗教としたわけであります。そして、キリスト教が、宗教的行事と関係を有する国の施設においては、宗教の自由を損なうことなく基礎とされます（憲法一四条）。また両教会の聖職者は「官吏」とされ、國から俸給を支給されます。軍隊及び公の當造物における聖職者の任用。それから、国民学校での宗教教育。もちろん宗派的な宗教教育であります。これには出席の義務が、当時にはあったようです。それ以外にも授業の始めと終わりには祈祷があり、さらに児童、生徒に対する礼拝、

して政教分離を採用しました（修正第一条）。しかし、これもご存知のように、現在でさえも植民地時代からの宗教的慣行が生きております。議会における祈祷・専属牧師・神父・大統領就任式等、様々な宗教儀式が行われておりますし、人によつては、これは「アメリカの見えざる国教」であるといつたり、あるいは「市民宗教」と呼んだりしております。また、公立学校での宗教教育、祈祷、聖書朗誦等は、第二次大戦後にそれぞれ連邦最高裁の判決によって違憲とされましたが、それまではずっと行われてきたわけです。したがつて、帝国憲法と同時代には、アメリカにおいてさえも祈祷、聖書朗誦、宗教教育を通して、まさにキリスト教が強制されてきたといえればいえるのかもしれません。

それから、明治憲法下の政教関係をどう見るのかということについてのこれまでの諸説についてですが、これは先程太石先生が詳しく述べましたので、簡単にいたします。まず、公認教制とみるもの。判例や新田邦達等がこの解釈を採つておりますが、私も基本的には、この立場に立ちます。国教を否定し、神道（教派神道）・仏教を公認宗教とする。そして管長は勤任官待遇を受け、管長の行う教師・住職の任免行為が行政事務と解釈される（新田邦達の解釈）。それから他にも色々と保護や監督があつたよう思います。特に仏教に関して言えば刑務所の教説師です。ほとんどが真宗の僧侶であつたわけですから、この教説師が公務員にあたるとされた。それから従軍僧。戦場での葬儀等いずれ

も昭和一四年頃までは仏葬であったわけです。つまり、仏教も國からかなり特権や保護を受けていたことは間違ひありません。従つて、仮に神社を宗教と考えた場合にも公認宗教制に含まれると思ひますし、また神社を宗教でないとした場合にも、やはり公認教制の一つと見ていいのではないかというのが現在の私の立場です。それから、宗教の自由の保障については、もちろん色々と制約はありました。しかし、日本では宗教教育は明治三二年以来禁止されておりましたし、また、公務就任資格についても宗教上の制限はありませんでした。この点、イギリス、ドイツ、またアメリカにおいてもわが国の帝国憲法制定の少し前頃までは州レベルで、色々と制約があつたことを考へると、むしろ、日本の方が宗教については自由であつたといえると思います。

それから、政教分離制とみるものについてですが、これが当時の多数説でありました。それで、公認教制とみるか、政教分離制と見るかについては、大石先生が「法制上の問題と神社神道を國家の祭祀と見る政府の解釈伝統の問題とが混在したため」と整理しておられます。確かに、そういう点があり、色々と混亂があつただろうと思います。それから、興味深いのは、当時、神社を国家と解した学説・判例がほとんど存在しなかつたということです。従つて神社を国教、あるいは事實上の国教とみるのは、主として戦後の解釈であつて、当時の解釈では少數説であつた。そういう中で、神社を国教とみた数少ない例として美濃部達吉博士や、

宮沢俊義教授が挙げられると思います。美濃部博士は「わが太古以来の古神道又は惟神道」は「わが帝国の国教」であるとし、「臣民ノ義務」の第一は、神宮、神社等に対して、「不敬の行為を為さざる義務」（憲法精義）であるとされました。宮沢俊義教授も「神社」は「古來わが国において國教的地位を占めるものであり、憲法の定める信教の自由の原則もこの伝統の基礎の上に、それと両立する限度においてのみ認められると解すべきである」と、昭和一七年に刊行された『憲法略説』で述べておられます。これと宮沢教授が昭和三十年に書かれた『日本国憲法』を比較してみると非常に興味深い所があります。『日本国憲法』には次のように書かれています。「明治憲法は第一八条で「信教の自由を定めていたが」実は、神社は、皇室の宗教として、特に国教のような待遇を与えられており、神社に参拝することはいわば「臣民タルノ義務」とも考えられたので、結局、信教の自由はそうした神社の

が非常に興味深いところであります。

最後に、國家神道のなるものが世界に例を見ない特異な宗教であるというのは、まつたくの誤解である、あえて言えば、根拠のないデマゴギーと言つていいのではないかと思います。そこでいわゆる国家神道に対する正しい評価のためには、「國家神道」そのものに対する誤解、偏見を払拭するということ。この点に関して、阪本先生、新田さんのご研究にさらに期待したいと思います。それから、当時の歐米先進国との比較を通して、客観的評価を行つていくことが必要ではないかということを再度申し上げまして、私の発題といたします。

新田 ありがとうございました。続いて、コメントーターの方に、今のお發題を受けてのコメントをいただきます。では、阪本先生お願い致します。

阪本 今お三人の方の発題をお聞きしてのコメントといいますか、感想を申しあげます。まず、戦前の憲法学、公法學において政教關係がどのように解釈されてきたかということにつきましては、かつてこのように解釈されていた、あるいはそういう学説があつた、そのどれが多數説だったかという事実の問題だと思いますのつまり、戦前の通説に反して、自ら神社を国教と見、国民には神社参拝の義務があると、積極的に主張したその方が、戦後になつて、あたかもまるで他人事のように、こういうことがあつた、信教の自由は充分でなかつたというような言い方をしているところ

佐々木惣一先生がいわれた思想の自由の問題に収斂するのではないかと思います。そして、一面、それもまた事実の問題でありますから、歴史学的に見て、これは間違っている、これは正しいといふことが、即座には無理にしても、ある程度確定できると思います。例えば、いわゆる国家神道の制度的な面について、これは事実である、これは間違っているといえるわけです。

しかし、占領軍の神道指令によつて市民権を得た「国家神道」という術語が、どのように解釈されるのかということになると、これは事実の問題だけでは済まなくなる。どのように論理を組み合わせるのか、あるいは様々な事実をどのように、悪くいえば、利用するかということによって、これは議論が非常に大きくぶれる。例えば、思想の自由の問題も国家神道と関係があるといえばいえるでしょう。美濃部達吉の「天皇機関説」の問題、津田左右吉の問題、それから明治時代でいえば内村鑑三事件、あるいは久米邦武事件。これに國家神道が関わったという言い方をする人もいます。私からいわせば、久米邦武事件は渡辺重石丸門下の道生館の塾生達が騒いで、権力のある者を抱き込んで、あのような事態に陥りました。内村事件は一高の生徒が内村さんを追い込んだ、といふことになります。しかし、対面の決闘でいわれておるような実質的な国家神道という言い方を使えば、国家神道と関係があるといふふうになるでしょう。しかし、そうなるとこれはもう学問のレベルを超えてしまいます。色々な言葉が連鎖反応をおこし

といふものは決して独立してあつたものではないということです。当然その当時の時代背景、他の国との関係、当時の思想あるいは宗教の自由をめぐる社会的・世界的な状態の中におかれていきたと云ふことです。

例を挙げさせていただきますならば、当時最も民主的であったイスラムにおいてすら、特定の宗教、セクト、例えばジエスイット教団、イエズス会は厳禁されておりました。あるいはそれは戦後においても、文部省の調査した昭和三〇年の世界各国の宗教の自由をめぐる条文の一覧を見ると、今の日本国憲法の下にある我々から見れば、とんでもない政教分離違反、宗教の自由を侵害する國だと思えるような国が多數網羅されております。それを我々が一体、非難できるだろうか。それは、それぞれの国の特質、あるいは政治的、宗教的伝統といったものを踏まえての措置であつて、アメリカ流の政教分離、あるいはフランス流の厳格な分離は何も人類の普遍的な原理であるということにはならない。ましてや、戦前においてはどうであるのかということです。そういう観点から論議を進めないと、私はやはり不毛な議論で終始するのではないかと思います。

山口　阪本先生の方からは、国家神道についてのお話がありましたが、私の方は何点か、議論の取つ掛かりになるような質問をさせていただきたいと思います。こだわってみたいのは「国教」

シンポジウム・近代日本の政教関係の枠組みをめぐって

て、觀念が雪だるま式に膨張していくことになります。

私は以前から国家神道の定義の混乱を色々と指摘してきました。国家神道は、ある時には近代天皇制イデオロギー、ある場合には近代天皇制そのもの、別の場合には皇室神道と神社神道とが合体したもの、てんべらばらで色々なところで利用され、使われている。これではお詫にならないということで、とりあえず葦津先生は、神道指令による国家神道の定義からまず出発しようという事であります。私もとりあえずそれで行こうと考えました。そこをはつきりさせた上で、先程出たイデオロギーとか、思想の自由、あるいは学問の自由に関わることを関連させるべきか否か。あるいは内村鑑三事件、久米邦武事件のように国家そのものが関わったというよりも、むしろ社会、あるいは右翼団体、あるいは思想運動、そういうものまでを国家神道と捉えてもいいのかどうか、きちっと弁別してみる必要があるのではないだろうか。そういうことをつくづく考へるわけです。ですから私は、今日、まさに議論すべきはそこの点であろうと思います。ただし、その点になるとこれはおそらく、憲法学の問題範疇ではおそらく片づかない問題である、という気がしております。ですから私は、一コメンテーターでござりますので、今日そこまで議論を開かせらるつもりはありません。しかし、一つだけ申し上げたいことは、もちろん大石先生も百地先生もよくご存知のことですが、我々は今の問題を検討する為に過去に学んでおるわけですが、その過去

という言葉です。例えば、伊藤博文の「憲法義解」に「国教」が何回か出てくる。また政教関係の類型論にしても「国教主義」という言葉がよく出てきます。プロイセンの話が何回か出てきまとが、プロイセンの場合は類型論でいくと、だいたい、いわゆる公認教制と見られることが多いわけです。しかし、井上毅の『王國建国法』に載せられているプロシア憲法第一四条の、井上毅の注釈のところでは、「耶蘇教ヲ以テ国教トスルト云トモ、各民私ニ它ノ教ヲ行フコトヲ妨ケス」となっています。つまり、現在一般的に公認教制といふように分類されることが多いんですが、この当時の少なくとも井上毅においては、これは公認教という概念ではなくて大雑把に国教といふふうに思っていたということが分かりります。

また一方で、分類論、類型論で出てくるものに「政教分離主義」という言葉があります。現在の日本を除くと、一般的に代表的な例とされるのはアメリカの修正一条ですが、これは国教の樹立をしないというのが基本になつております。つまり、政教分離などいうふうにクリアに書いてあるといふよりも、むしろ国教を樹立してはいかんという条文になっています。それから、戦前期の国家神道のイメージをある政教関係の類型論の中に分類する場合には、まわりくどく、事實上の国教制だと、一種の国教制だと云ふふうないわれ方が多い。では一体、どうなると国教だといえるのでしょうか。これが一つ目の疑問です。つまり、憲法に國

教と書けば、それで国教といえるのか。あるいはそうではなくて、ある何かが制度的に整つていれば、国教制だというふうにいうことができるのか、というのが一つ目の疑問です。付け加えますと、国教樹立の禁止と政教分離との間には差があつて、そこと神社非宗教論の絡みというのが、一つの論点になり得るのではないかと思ひます。

二点目ですが、政教関係論を法制度的な問題であると限定した場合に、それといわゆる信教の自由の確保という問題とどういう関係にあるのかという疑問が出てきます。平野さんの「意見」に

イギリスにおいては国教制は採つてゐるけれども信教の自由を認めているとあります。とすれば、場合によつては類型論というの

は、信教の自由を認めるかどうかと、ということにあまり関係ないのではないかという疑問も湧いてきます。一方、現行憲法において、政教分離規定は、信教の自由を確保する為にあるといわれております。それでは一体、類型と信教の自由の内実の確保とはどういう関係になるのか、というのが二点目です。

それと共に、その国教という概念を戦前期の学者はあまり日本に適応しなかつたという、大変興味深い指摘がございました。それは一体なぜなのか。その辺りを併せてご議論頂けると大変うれしく思います。

新田 ありがとうございます。今出てきたお話を総合しますと、

味は、今日の話しに出できました点と大きく関係していまして、要するにフランスは大きな政教関係の類型を全部経験しているわけです。すなわち、アンシャンレジームの時代、市民革命の前は国教制度でありましたが、革命期に非常な混乱を経験しまして、一種の世俗化が図られ、それを経て一八〇一年に公認宗教体制、コンコルダ体制となりました。そうして一九〇五年の末に、いわゆる政教分離法、教会と国会の分離に関する法律ができて現在に至つてはいるわけです。先程山口さんの方から紹介がありましたが、アメリカの場合の政教分離というのは、国教を樹立してはならぬといふことがあるだけ、それがだんだん拡大解釈されて分離一般という形になつたわけですが、フランスの場合には大きく途中で転換しました。しかもそれは憲法の転換、憲法改正ではなくて、法律でもって制度を変えるということをやりましたから、公認宗教体制から政教分離制度に至る場合に、細かい条文を作りました。そこには、政教分離原則のエッセンスといいますか、その要素が何であるかと、その要素が示されているわけです。そこで、法律制度としての分離制度とは何を標識、マルクマールとすべきか、同じことです。が、公認宗教体制という場合に何がポイントとなるか、日本の議論を検討する場合にそれに対応する要素があるのかないのか、という形で議論を進めていたら良いと思いますので、その意味でフランスは非常に参考になりうると思います。いろいろな体制を経験し、しかも制度のマルクマールがよく示さ

改めて本日の基本的なテーマに戻ると思います。言葉は存在するけれども、その中身が曖昧な為に、関係そのものも曖昧になつて、雪だるま式に言葉だけが大きくなつていつているというのが、國家神道。あるいは日本の近代の政教関係をめぐる現状であろうと思ひます。そこで、この後の議論においては、具体的にどういう基準で、どういうことを考えていけば、それに整理がついていくのかというようなことを中心として、いくつかの問題に分けて議論を進めてみたいと思います。ところで、一旦休憩します。

【休憩】

新田 コメントを受けて、それぞのの発題者から補足、あるいはは解答をお願いします。先ず、大石先生からお願い致します。

大石 山口さん、それから阪本先生から、考え方によつては非常に手厳しいコメントをいただいたわけでして答えなくてはいけないんですが、その前に、私自身多少補足をしておいた方がいいと思う点がありますので、補足をいたします。その後で百地先生に質問したいと思います。

私はフランスの制度を割合中心にやつております。昨年からこの春にかけてパリに行つておりました。それからこの九月にもある公用でやはりフランスに参りました。その制度のこともある程度調べております。こういう風にフランスのことをやります意

れているという意味で、私どもには参考になるだらうと思いまして、十年来ずっとやつてはいるわけであります。すこし長くなりましたが、その点だけ一点補足しておきます。

なお、そこで公認宗教体制についてですが、織田萬先生が早い時期に非常にきつととした体系化を図られております。織田先生はフランス学の人ですが、要するに、どういう体制になれば公認宗教体制といえるのかというマルクマールをきつと示されていますので、後の議論に参考になるのではないかと思ひますので、それを紹介します。織田先生は、要するに公認宗教といわれるものの特権は何であるかと、それと対になつておりますが、特別な監督は何であるか、ということを述べておられます。特権は、経費について政府から支出または補助があるということ、宗教的な建造物についての維持保存が、市町村の負担あるいは公的的な負担となること、教職についているものが政府の官職と同様と見なされることを意味します。他方、特別な監督という側面については、教規の制定、あるいは教職の任免といったことに政府が関与しているということ、アメリカでいう所の「公の祈り」があるということなどです。先程、百地先生が言及された一八七六年のスペイン憲法における「公の挙行」というのは、この「公の祈り」のことではないかと思ひます。そして、これらが一切ないというのが、いわゆる政教分離制度の基本的なマルクマールです。したがつて二重の禁止といつよなことをよく言うわけですが、

フランスの場合には宗教を公認してはならぬ。各宗教に対して俸給といいますか、司祭給与を払ってはならぬという形で、非常に明確に述べられているわけです。法律の条文でそれは述べられていますから、これが分離のあり方だということは充分明確です。そのことを補足しておきたいと思います。後で多少百地先生にも質問したい点、確認したい点がござりますけれども、とりあえず補足という形で以上の点を述べさせていただきます。

新田 どうぞ、質問もお述べ下さい。

百地 先生は当時の公認宗教制の例として、プロイセンをとりあげておられます。この中の軍隊司牧の問題、フランスでいうと、一般に施設付き司祭と言われる制度についてです。これは政教分離制を探っているアメリカでも、現在のフランスでもあります。公立高校の寄宿舎にもあります。ですから、プロイセンのシステムとしてはこうなのでしょうが、一般的に公認教制のマルクマールと言えるかどうかというのは、やはり少しそれぞれ慎重に検討した方がいいのではないかというふうに思つわけです。もう一つは、明治憲法下の政教関係について、当時、神社を国教とした学説や判例はほとんどなかつたというふうにまとめられました。確かにその通りであろうと思います。しかし、問題は、先程の山口さんの言われた問題とも関わりますが、国教といった場合に何が考えられていたかということです。要するに、一つの宗教を国の宗教と定めるということなのですけれども、その場合の

宗教というのは何をもつて定義づけられているのか。現在では、宗教学の概念の影響で宗教の範囲が非常に広くなりまして、「究極的な関心」とか何とかという言い方がされております。当時でも新田邦達氏などは、要するに宗教というのは神と人との関係で、しかも、ある種の教義体系をもつたものとしています。どのように定義されたものが宗教といえるかという問題を一度クリアしないと、国教と解した学説がなかつたという点をどう理解するかということの意味がはつきりしないように思います。いかがでしょうか。

百地 それでは、補足を兼ねてご質問に答えさせていただきます。始めに国教ということわざの意味あるいは内容ををめぐる問題ですが、先ず、「事実上の国教」とか「一種の国教」という言葉を、私は極力使わないようにしております。事実上の問題ではなくて、あくまで法律上国教をどう考えるかという視点でやつております。ですから、私のとりあえずの定義としては「特定の一つの宗教を法によって国教と定めている」ということ」。それから「その国の中長、通常、君主制の国が多い」と思いますが、その首長がその信仰の信者であり、そして、その信仰の擁護者であるということ」。そして、「その宗教に何らかの特権が与えられている」ということ」。これらを以て、取り敢えず国教制と考えております。それから、大石先生がおっしゃられた宗教の定義との関係ですが、私はあくまで法制度を問題としていますので、国教という場合には特定の

宗教団体（教会）を意味します。むしろ宗教学的な非常に広い意味での宗教を以つて国教としているような国は果たして有るのか疑問に思います。この点、井上毅の理解についてですが、彼はあくまで「耶蘇教」が国教であるという言い方をしています。つまり、プロセインではカソリックやプロテスタントの中の一つのデノミネーションを国教としていたわけではありません。あくまで公認教です。しかし、広い意味でのキリスト教そのものは国教的な地位を占めていると考へた。このように見れば、矛盾はしないと思います。

ちなみに、「政教分離」という場合、一般には「国家」と「宗教」の分離などといわれており、ここでも「宗教」とは何かといふことが当然問題になるわけですが、興味深いことに、織田萬博士などは、明治憲法下の政教関係について、明確な規定はないが國法全体の精神からすると政教分離制と見ていいといつておりまます。その場合になぜ政教分離といつてよいかというと、実は政務と教務とを区別しているからだという言い方をしているわけです。そうしますと、政教分離といいましても非常に幅があることになります。それを私なりに整理したものが「広義の政教分離」と「狭義の政教分離」ということです。大石先生の言い方からすれば、教權と政權との分離、この二つの任務や役割というものを受け、そしてお互いに介入したり干渉したりしないということを以つて、私は広い意味での政教分離と考えているわけです。

がつて、そういう議論は成り立たないと反論してきたわけです。

つまり、政教分離制でなくとも信教の自由は成り立つことを論ずるために、類型論を通して説明してきたわけです。

それから、本質的な問題としては、国家と宗教の関わり方は基本的にいかにあるべきかということがあります。それは時代々々において、それぞれの国において様々なあり方があると思いますが、国家と宗教を完全に切り離すことはできないと思います。ただし、近代国家には近代国家の一つの関わり方というがあるべきでしよう。それを私なりに考えたいと思つております。それを考へる一つの方法として、分類を通して考へるということをやつてゐるわけです。なお、政教分離と信教の自由の関係については、信教の自由を保障することが目的であつて、政教分離というのは一つの手段であるという認識に立つております。従つて、信教の自由さえ保障されれば、後は色々な類型が有り得るという立場で理解しております。

それから明治憲法下では国教制であるという考へ方は最初の頃はなかつたということについてですが、幕末あたりからヨーロッパの政教分離思想や信教自由の思想が入つてきました。そうして、伊藤博文にしても、井上毅にしても、それについてかなりしっかりと考へを持つていた。その考へ方というのは、信仰を強制し、異端の存在を認めないと、いう意味の国教制は、近代国家にとって認められないということでした。ですから、頭から問題にされ

なかつたのではないかと思います。

新田 ありがとうございます。それでは、今後の議論の進め方ですが、まず、今までおります類型論を中心としたお話をもう少し詰めていただいて、その後で阪本先生から提示されました國家神道の内実、あるいは国家神道の定義をめぐる問題を議論して頂くというふうにしたいと思います。ですから、最初の議論は、二人の発題者の先生が中心になると思います。

司会者として先ずお伺いしたいのは、そもそも類型を論じることの意味、類型論を展開することの現代的な意義とは何かということ。それから、そのことと平野先生が問題とされている自由の保障程度ということをどう関連させるのか。関連させないとしたら、それはどうしてなのかという問題です。それから、その上でそれぞれの先生方はどういう類型論を今考へておられるのか。さらに、個別にお伺いしたいのは、大石先生は織田説を紹介され、先生自身もフランスをされておりますが、そういう目から見ると、近代日本の体制はどういう類型に当てはまるかと考へられるのかとということです。先程紹介されました織田博士の基準を、もし神社神道にあてはめるとすれば、織田博士の結論とは異なつて公認宗教制ということになるのではないかという気もいたします。それから百地先生には、近代日本の政教関係を公認教制度される認識との関係で、皇室祭祀というものはどういう風に位置づけられるかをお尋ねしたいと思います。まとめますと、お二人の先生に類

型論の展開の意義、それと信教の自由との関係、それから「自身の類型論」。さらに近代日本の政教関係が当てはまる類型についてお伺いしたいと思います。

大石 類型論の意義ですが、一つは純粹に学術的な意味があると

思います。佐々木先生の言い方を借りれば、理論目的です。我々の生活なり政治制度なりを正確に認識するために、過去にどういう変遷をしてきたのかを明確に位置づけようとするものです。しかし、問題はそれ以上に何か実際的意義があるかということでしょう。例えば、明治一七年の神仏敎職廃止令の意義については、全く正反対の解釈が行われています。ある宗教政策なり宗教的事務なりに關する事柄について何等かの措置がとられた場合に、一体どういう立法目的で、どういう精神の下にななされているのか、それを推測する場合ですが、一応立法者としても比較法的な検討をしながら自分の位置づけをはかるわけです。これは現在でもそうです。そうすると、ある措置がとられた場合に、明確にその主旨が書かれていれば問題はないですが、そうでない場合には、神仏敎職廃止令のように、同時代人の間においてさえ解釈が分かれることになる。したがつて、ある措置がとられた場合に、その措置が一体どういう主旨でとられたのか、ということを正確に把握するためには、やはりどういう類型が立法者の念頭にあってそのような措置をとつたのかを推測するしかありません。そういう意味で類型論というのは無視できないと思います。ですから、

教分離主義——これには宗教自由というフランス的概念を使つてあります——、それから宗教保護という公認宗教制とを比べています。その場合に、国教主義を第一の類型として挙げ、昔のロシアやイギリスはそうであったと言うのですが、しかし、それはもう文明国ではありえないと述べております。それでは、イギリスの国教制をどう位置付けていますかと、第三の政府が宗教を保護するという制度の一いつとして、その類型中で、一つの宗敎を特に保護して他の宗教を容認するタイプとしております。

イギリスの国教主義というのは、かつての絶対国教主義から、いわば相対国教主義に一転して、容認の方向をとったというようない理解をしているわけです。我々は信教の自由がある程度確立されるのは当たり前だという前提で語っていますから、こうした類型の間に大して違はないようを感じていますが、強制の要素があつたかなかつたか、圧迫があつたかなかつたかといふことは、先程曖昧だといわれましたけれども、「事実上の」ということを認定する時のかなり大きな構成要素になると思います。

それでは、類型そのものを自分自身はどう思うかといいますと、現在の同時代的な概念だけでなく、いわば縦軸も横軸も考えなければならぬと思います。それを思えば、やはり古典的な公認宗教制度は一つの類型として考ざるを得ないでしょう。また、公認宗教制度というのも、意味のある類型だと思います。それから、数は少ないのでけれども、いわゆる政教分離制度も、現に我々の制

度として存在しているわけですから、タイプとしてはあります。このよつたな三つの類型で物事を考えていくのが良いのではないか、現在はそう思つております。

新田 それでは、近代日本の政教関係はどの類型に当てはまると思ひますか。

大石 明治憲法時代の制度を位置づけるためには、明治一七年の教導職廃止令の解釈が一つの問題となり、宗教の定義そのものも問題となります。それに公認宗教制であることは確かだと思います。それに強制の要素が加わったのは、始めからではなく、ほぼ昭和七年頃からです。学校から伺いが出ていて、文部省の次官の回答として、それが示されています。ですから、そういう要素が加わつてくると、やはり、別のものに変わつてくるのかなと思います。ただし、何がそのようにえたかということは、宗教制度だけの問題ではありませんから、阪本先生がおっしゃつたように、いろいろな要素を考えなくてはならないだらうと思つております。

百地 類型論の意味については、私は先程一通りお話し申し上げたのでそれでいいかと思います。私は、当時の、いわゆる国家神道時代を欧米各国との関係において横軸で比較しようというわけですが、分析・整理の視点は、今日的な視点があつていいと思います。従つて、国教制度について明治憲法下の公法学者がしたような分類・議論は果たして有用なのかという気がします。確かに

ということだけで果たしてよいのかなという疑問はもつております。

皇室祭祀については、これまでの阪本先生や大原康男先生の研究を参考にして、取り敢えず私なりに整理しているだけです。先ず、国家神道との関係で言いますと、国家神道という場合には神社神道をさすと見るのが私の立場です。皇室祭祀は国家神道とは別ものであると考えております。その理由は、皇室祭祀と神社制度とは法制度的に全く違うものであるということ。神道指令を発したGHQでさえも皇室祭祀にはほとんど干渉してこなかつたというその当時の侍従の証言もあり、GHQでさえも国家神道と皇室祭祀とは区別していたと思われることです。

つぎに皇室を仏教とかキリスト教とかいう宗教団体と同一と見ていいかという問題が出てくると思います。もし宗教団体の一つと見るのであれば、類型論の中で説明する必要が出てくると思いますが、皇室を以つて宗教団体と考える見方には疑問を持つております。しかし、現実には、大分の訴訟でも、滋賀の訴訟でも原告側や笛川紀勝教授などは、皇室が宗教団体である主張しております。最近では、皇室と言わぬで掌典の組織をもつて宗教団体であるというような方もしていますが。しかし、ごく常識的に考へても天皇をいわゆる専門の宗教家として見るのは不自然です。また、皇室祭祀は一宗一派の宗教儀式とは考えられません。

また、皇室神道というのは、安津素彦・梅田義彦先生の監修にな

ります「神道辭典」によりますと、「神社神道」、「皇室神道（この中に家庭神道も含めてよい）」、「教派神道」、「学派神道」、「常民信仰（民間神道）」といふ神道の五つの分類の中の一つです。

ここで言われている神道の中には、宗教団体としての神道だけではなくて、学派神道や家庭神道まで含まれています。皇室祭祀については、普通の家庭にある神棚の大きなものという、ある意味で非常に解りやすい瓜生宮内庁次長の国会答弁もありますし、私もそういう次元で考えていいのではないか、したがって、掌典の組織をもつて宗教団体と見る見方は疑問です。そうすると、皇室祭祀は、いわゆる国家と宗教団体との関係を整理する類型論とは、別の範疇のものなのではないか、今の所はそう理解しております。

この辺については、阪本先生のご意見をお聞きしたいと思います。それから、大分の裁判で鑑定書を書きましたが、その中で、掌典を以つて専門家の宗教家であるという決めつけに対しては疑問を呈しておきました。それと関連していえば、高松宮殿下の斂葬の儀の時の司祭長を務めたのは一般人、元日赤社長でした。それから、秩父宮殿下の時も一般人であり、いわゆる宗教家ではありませんでした。したがって、皇室には必ずしも専門の宗教家と言えないと、それが携わつて祭祀を伝えている部分があるのではないかと思ひます。もう一つ興味深いのは、大嘗祭等の資料が載っている『ユリエスト』の九七四号に、大嘗祭の大嘗宮の儀の時に、つまり大嘗祭の中で最も中心的な儀式である大嘗宮の儀の時に神饌を

に参拝が強制されていたという言い方をしますが、この類型上重要な強制ということについて、どういうふうにお考えなのかということです。

阪本 皇室祭祀について、確かに憲法の発布、あるいは議員宣誓式の時とかに井上毅も論じています。また、枢密院などでもそれに似た話はされております。それで、簡単にいえば、天皇様が御祖先に対して恭敬をつくされ、それに敬意を表するという意味で参拝するのであって、宗教的な問題ではないということで一貫しております。こうした考え方というのは、ご存じの通り、すでに明治八年の段階で西本願寺及び島地黙雷が、三条実美に対しても、信仰上の問題ではなく、皇室の問題として、天照大御神さま、伊勢の神官、賢所を尊敬すると述べて以来、その論理が一貫されているわけです。

それと神社参拝の強制の問題ですが、先程大石先生が言われましたのは上智大学の事件です。これは、当時軍事教練のために陸軍の教官が上智大学に派遣されておりました。その軍事教練の一環として、教官が靖国神社へ学生を引率した。これに対して学生が自分はクリスチヤンであるから、もし神を礼拝するなら行けないということで起こった事件です。その細かな経緯は省略しますが、論点の一つは、軍事教練というのは学生の兵役義務との関連で上智大学にとつて非常に大きな特権であったということです。それは学生募集その他の面で大変な問題でした。それで捨て置け

運び入れる一四人の采女の内、約半数はクリスチヤンであつたという記事が載っています。この記事が事実であるとすれば、皇室の非常に重要な儀式の中心部分に異教徒が入つてゐるということになります。こういうことからしても皇室祭祀の特殊性といいますか、単なる一宗教とは言えない部分があるのではないかということになります。この辺のことからしても皇室祭祀の特殊性といいますか、気がいたします。この辺のことなどをどう考えられるのか、阪本先生から教えていただきたいと思います。

新田 私自身がお伺いしたいことを付け加えさせて頂いた上で、阪本先生にお答え願えればと思います。百地先生は、皇室祭祀について、家庭祭祀と同じような感覚で捉えられるのではないかと言わされました。したがって、皇室祭祀には官吏との関係があります。明治憲法制定当時でも、憲法発布の時に官吏に賢所の参拝を義務づけることができるかどうかについて、信仰の自由の問題として議論がありました。したがって、皇室祭祀を宗教制度の類型を考える際に全くはずして考えることには無理があるのではないかという気もします。それから、大石先生は、フランスは法によって宗教体制を変えたと言われ、もう一つ、強制の要素が大事なメルクマールになるとして、昭和の例を挙げられました。そうすると、憲法そのものは変わらなくても、法や命令あるいは慣習などによつて、体制そのものの意味が変わつてしまふことがあります。そこで、阪本先生にお伺いしたいのは、現在の憲法学者などがよく、官吏に対する強制があつた、あるいは児童

ないというので、バチカンの大使や文部省と協議して、信仰上の問題ではなくて、あくまで、愛国心の問題として処理したわけですね。これは、軍事教練ということからはじまりましたことで、いやがる者を無理矢理強制的に連れていくて参拝させたということではありません。陸軍の教官の意図は、自分たちの先輩が祀られている靖国神社へ敬意を表することによって、愛国の誠というものはどういうものであるのかということを指示示すとしたわけです。その説明を文部省からうけて、バチカンでも了承したわけです。ですから、事件についての正確な事実というものの、教官の意図、学校の制度、つまり國から与えられていた特權、そういうものをきっちり押さえた上で、宗教弾圧であるのかないのか、を論ずるべきだろうと思います。この点は大切であろうと思います。

それから官吏の神社の参拝についてですが、いわゆる参拝ではありません。官吏が幣帛供進使として神社に参拝するということを国行政事務としてやつておつたということです。ですから、神社を拝むのはいやだいう官吏に無理矢理に参拝をさせたということではありません。この問題を、強制という言葉で捉えていいのかどうかを判断するには、その前提として制度をしっかりと認識しておくことが必要だらうと思います。

明治一七年のいわゆる神仏教導職の廃止の意味については、そこに至つた苦難の歴史をしつかりと跡づけることが大切だらうと思います。当初、明治維新政府の一部の人々が神道を国教としよ

うとしていたことは事実であります。それに対して西本願寺などが反対をして、すでに明治七、八年の段階から政府内部でも、いわゆる国教として神道を国民に布教することは不可能である、國家が宗教に直接肩入れして教義を宣布することは時代遅れであるという認識を持つようになりました。その帰結が明治一七年であつたわけです。ですから、当時、宗教学者としても、哲学者としても著名であった井上田了は、明治三年の段階で、憲法発布によって信教の自由が保障されたことを受けて、今や教派神道、仏教は國から公認され、公認教制度である。もう少いえば、これは政教分離ということを意味している。しかし、アメリカの様な政教分離の國ではなくて、ヨーロッパ流の政教分離の形をとるのが一番であろうということをいつております。このような状態の中から、いつ、どのようにして、平野さんがいうような様々な事件、事象といふものが発生してきましたか、どのような社会的、思想的、政治的な背景で行われたのかと、いうことが論じられなければならぬと思います。そして、その場合の前提として、一つ一つの事実、あるいは法概念を明確にしていくことが大事だらうという印象は持ちました。

新田 今までの議論では、神社の位置づけを中心にして類型を論じていただいたわけですが、公認されたという仏教・教派神道・キリスト教の間に、また、新宗教との間に実際には大きな差があります。このことを類型を論じる場合にどう理解するのかについて

も、全く同一といふものはなかったと考えた方がよいと思います。もちろん、宗旨だとかそういうものはありましたが、それがレリジョンの訳語として定着していく過程で変容をとげていくということがあつたと思います。

明治の初頭に、今まででは寺社といわれていたものが、社寺といわれるようになって重視する研究者もおられます、とにかく、寺社あるいは社寺というカテゴリーは、古社寺保存法など色々な所で残ります。この場合、近代において神社非宗教論がもしオーソドックスな議論だつたら、宗教であるものとそうでないものを全く同一の法制の中で扱つていてになります。こうした事例は少なくありません。

そういう問題と宗教概念の問題が、どう結びつくかということですが、例えば、明治三年にそれまで社寺局だったものを、神社局と宗教局とに分けました。これを、論理面で説明すれば、こいうことになるとと思います。明治三年から社寺局はキリスト教を管轄することになりましたが、キリスト教は社寺というカテゴリーに入りませんから、社寺局という名称では問題がありました。そこで、宗教局とするしかなかつたわけですが、宗教局とすると、議会で神社非宗教論を訴えている議員に対して喧嘩を売つてゐるようなものです。それなら、神社局を別に作つてやるしかないということだつたと思ひます。もちろん、政治力学的には別のことともいえますが、論理的にはそういうことになるだらうと思ひます。

は、後ほど論じていただきたいと思います。

その前に、強制ということに關してですが、宗教に対する国民一般の捉え方の変化というものを考えざるをえないと思います。

明治の最初から昭和まで国民の宗教に関する意識が同じであったということはおそらく言えないであろうと思います。私が調べました加藤玄智という宗教学者は、明治一五年の段階ではそれほど宗教学も盛んではなかつたから、神社は仏教・キリスト教とは違ふんだというような意味で非宗教論を展開してもそれなりに説得力があつたけれども、国民の知識がだんだん豊富になつて、宗教概念が広がつてゐる今、神社非宗教論を展開しても有効ではないという議論を大正から昭和にかけて始めております。彼の言う通りだとすれば、政府の政策が変化しただけではなくて、国民の意識の側にも変化が起きていることがあります。その変化によつて、かつては強制でなかつたことも、強制と意識されるようになつたということも有りうると思います。先程の平野さんの議論ですと、国民は始めから神社は非宗教だとは思つていなかつたということになつておりますが、宗教概念について山口さんはどのようにお考えになつておられるかお聞かせ願いたいと思います。

山口 宗教概念をどのように考えるのかは大変に難しい問題で、誰がどのように説明しても、必ず反論が起つて来る問題だと思います。しかし、ごく大雑把にいえば、前近代において基本的に宗教という概念は日本にはなかつた、類似するものはあつたとして

います。そうすると、社寺という概念だけでなく、キリスト教を包摶するような概念で語つていかなければならなくなつたということが、宗教政策とか神社政策とかに大きな影響を与えたのではないかという気がします。

明治の十年代ぐらいには、神社は宗教でないとか、神道は宗教でないという類の論説はごろごろ転がつてゐます。福沢諭吉もその様なことを言つていますし、両真宗の人もそのよつたことを言つています。宣教師の中にもそういう人はいっぱいいました。それは政治的立場にも関係がなくて、例えば国家神道によつて弾圧されたと一部で言われている久米邦武なども、神道は宗教にあらずと、「神道は祭天の古俗」の中で言つてゐるわけです。そうすると、この広がりをどう解釈するのかという問題が出てきます。結論的にいえば、一九世紀においては、神社ないし神道は宗教ではないという議論はごく普通に受容され得る命題だつたんだろうと思います。そして、その上に神社非宗教論があつたわけですが、その後の宗教概念の変容によつて、その説得力が失せ、それにどう対処するかということが二〇世紀の問題だつたと思います。

先程から政教分離と国教樹立の禁止の区別にこだわつてゐるのは、政教分離といった場合に、政教の教が宗教であるとすれば、その分離から神社は除外しても良いということが神社非宗教論の立場からはいえるわけです。ただし、宗教概念が広がれば、そういうことはできない。しかし、国教樹立の禁止だといふれば、国教

の教は宗教の教だともいえますが、教えという昔風の概念でいうと、神社的なものを国教とするものいかがかという議論が、一九世紀においてさえ出で得るということがあるからです。

新田 私も今の我々が漠然と持つてゐる宗教概念を過去に当てはめて、それがもう既に存在してゐたという前提に立つて議論を開けるのは非常に危険だろうと思います。近代には色々と外国のものが入ってきて、それに対応するために、在来のものを変化させなければなりませんでした。その一つとして宗教の概念も位置づけられると思います。政教分離という考え方に入ってきた。それに対応しなければならない。それではそこで言う宗教とは何だろう。その中身を明確にしなければならない。政治上の対処もしなければならない。そういう混乱の中から現在の我々の宗教概念が生まれてきたのであって、そもそも宗教として認識されたものを、わざと宗教としなかつたということではないのではないかと思います。

さて、先程の問題に戻りますが、類型論との関係で、阪本先生、新宗教あるいはいわゆる公認教についてのご見解をお聞きしたいのです。

阪本 法制度的にいえば簡単な話として、明治一七年の神仏教導職の全廃。教団自治の付与、管長委任制の導入、いわゆる公認制度という形で動き出します。その当時からすでに法人という言葉が使われ出しました。法制度の上で法人が存在するようになる

のは民法ができてから、つまり、明治三十一年になりますが、それ以前にも一種の結合体を指すような意味で使われておきました。

しかし、法律上の明文で宗教に法人格を与えたのは、宗教団体法。昭和一四年・一五年の段階です。その間数十年の間に何があったのかといいますと、政府としては、宗教法を作りたくてしかたなかつたわけですが、常に挫折しました。最初は仏教側からの要求。

それから明治二〇年代おわりから三〇年代にかけては当然のことくキリスト教の問題。キリスト教は明治三十二年七月の内務省令第四一号によつてはじめて正式に宗教行政の対象となりました。

それによつて、いわゆる神仏基の三教が揃つわけです。これはいうまでもなく、条約改正、治外法権の撤廃に関連しての措置でした。これによつて、おおびつらにキリスト教会が日本中にどんどんどき、日本人に布教できるようになりました。これに対して、仏教側が非常に反発して、キリスト教と仏教に同じ法人格を持たせようとした宗教法案に反対した。その後、大本教などの類似宗

といわれるものが、教派神道などから別れて出てくる。それを公認することはできないということで、結局昭和までいつてしまつ。そういう政治的・思想的・宗教的運動の力関係を背景とした歴史の流れがあるわけです。そういうものを踏まえた上で公認教制を考える必要があると思います。

一つだけ申しあげておきたいことは、戦後に宗教法人令、宗教法人法が出来た時に、宗教団体法を作成したある関係者が、みん

な宗教団体法のことを悪く言つたけれども、あの法律によつて宗教法人がはじめてしつかりとしたものになつた、その意義だけはどうんなに特筆大書してもしすぎるとはないと力説しておられます。私はそういう意味で宗教団体法についてはいろいろ批判はありますけれど、そこまで時間がかかってしまった背景と宗教団体法の意義を、ぜひとも憲法学の立場から詳しく論じてほしいと思つております。

新田 ありがとうございます。今日の議論の枠組みにおいては、神社非宗教論ばかりが問題とされますが、戦前においては、かなり強く信仰の自由を主張した方々でも類似宗教を宗教とは認めておりません。そこには、もう一つの非宗教の立場、類似宗教非宗教論とでもいふべき立場があるわけです。そういう一般的のあるいは、学術的観念、いわゆるオーソドックスな宗教以外は宗教ではないという観念の中で、色々な事件が起きた。今日ではそのことが忘れ去られて、そういう事件すらも宗教弾圧として語られています。宗教に関して、いくつかの意識レベルの区別があり、それが法制にも反映しているのではないか。そういうことについて、もう少し、実証的な研究が深まらないといけないのではないかと、お話を伺いながら感じました。それでは、ここで一端休憩を取ります。

【体験】

といえば仏教、祭りといえば神社。これは日本人がずっとやってきたことであります、桜井徳太郎先生も研究されていますが、あれほどガンコに一神教的な立場に立つ浄土真宗であっても、邪神には参拝しないが正神には参拝するというわけで、真宗の勢力が強い地域でも、神社の祭祀に参加している村はたくさんあるわけです。こういう日本的な在り方、日本の風土を、西洋近代的なレリジョンの観念、縛るという意味で、宗教といえば一つ、セクトといえば一つで、互いに自己を主張するという概念で、語ることには問題があると思います。先ほど桜井理事長が帰られました

が、その時に一言お話ししたのですが、阪本君、今の宗教法人法には教義を広めるにあれば、皇室祭祀に教義はあるのかね、お祭りをされているだけではないか。戦没者の慰靈にしても、靈に対して頭は下げるけれど、どういう教義や教えを広めているのかね、そういうことを考えたら分かるのではないか、とおっしゃられて帰られました。そういう意味で、私達の常識といふものが、他の所ではなかなか通用していない。神道の啓蒙がまだまだ為されていない所に、議論の混乱の原因があると付帯的に感じました。百地先生や大石先生はご承知だと思いますが、日本の特殊な宗教的文化的風土をふまえた上で、近代現代の政教関係が論じられるということが、やはり、望ましいという感じを持ちました。

新田 それでは、平野先生が、国家神道と国家神道体制の区別というふうなことを述べておられます。これは議論を開いていく上で非常に重要な視点ではないかと思います。この点に関して、大石先生いかがでしょうか。

しあげますと、現在では神社は宗教なりとする見方が浸透しておりますが、当時の人達は、私が紹介したいわば一級の識者達も、神社は宗教ではないという立場で異口同音に書いておられます。そんなに鈍感だったわけではないはずです。異口同音に神社は宗教とは違うのだという前提で物を書かれた理由は何かという点を考える場合に、例えば、今日行われている幾つかのことを考えれば、多少はヒントになるのではないかと思います。

例えば、終戦記念日に、高校野球をやっている最中に突然止めて黙礼をしなければならない。朝日新聞社が主催し、文部省が後援してやっています。あれは、宗教的行為かと言われると、非常に広い宗教概念を探れば、明らかに宗教的行為ととらえることはできます。けれども、大方の意識はそうではなくて、ある種の儀礼をつくしているという意味ではないかと思います。しかし、拡大された宗教概念から言えば、多分イデオロギー云々という人はある種の雰囲気、一種のムードとしての体制に帰依しているという風に、分析しなくてはいけないでしょう。

私自身は、毎年あの時期に突然試合を止めて脱帽して黙祷しなければいけないという慣行については、多少の違和感を持つております。私は東京の調布に十年ほど住んでおりましたが、市役所がスピーカーを使って八月の六日か九日だったと思いますが、黙礼をして下さいと言ふわけです。何故そんなことをするんだろうと思いました。みんなその日の意味は知っています。黙礼をしろつ

常に重要な視点ではないかと思います。この点に関して、大石先生いかがでしょうか。

大石 私自身、神道指令によつて定義された国家神道と、我々の中が全体としてどういう仕組みで整合性をもつて成り立つてゐるのかというレジームといいますか、社会体制というものは、議論として区別しなければいけないという立場に立っています。国家神道はあまりにも包括的な概念であります、天皇制イデオロギーとか、神社制度とか、はては、抑圧的な体制であるとか、それぞれの人々がそれぞれのイメージで自由に使っています。私は、法律学をやる人間としては、そういう言葉の曖昧さに媚びたような概念は使うべきではないという立場です。きちつと法制上確定できる所を根拠にして、議論すべきだと思います。もちろん、それは天皇制イデオロギーなどはどうするかという話が出そうですが、それはそれとして腑分けした上で議論をすればいいわけです。必ずしも法律的になかなか分析できない要素をたくさん持ち込んで体制といい、それで、戦前は真っ黒だったとか、戦後はこれほど良くなつたとかいう議論をされるのは、好ましくありません。そういう限りでは、平野先生が言われているように、戦後に神道指令で突然出てきて、そこで定義された国家神道というものの、一つの法制度の在り方の問題と、戦前の我々の社会がどうであったのかという問題とは、区別して考えるべきだと思います。

その際、先程から出でております神社非宗教論の問題について申

でいうのは明らかに公的強制です。だから、先程佐々木先生の立場を紹介したのは、宗教であるのかないのかという問題とは別に、その周辺の所で起る個人の自律的な働きについての問題、端的にいえば思想の自由ということになりますが、自分が自由に行動し、物を考えるということに対して何らかの外的な強制がありうるということを考えるからでして、この二つは区別する必要があると思います。宗教であるかないかということは別に、論すべき大切な問題があるのでないか、そういうことも合わせて考えた方がいいと思っております。

体制ということになれば、我々も日常の行動において「やっぱりこういうことは、こうせんとあかんやろなア」ということがあります。それとそれを含めていうのであれば、ある種のレジームの中に巻き込まれているという話になるのでしよう。しかし、そのこと、法制上これはこういう物を指す、それが実際どういうあり方をとつていたかという問題とは、明らかに違うだろうと思います。法律学をやる者としては、最低限、言葉の曖昧さに媚びた形での拡大解釈をやり、いろいろな運動のために使うというのは、私としては好まない、避けるべき態度だろうと思つております。

新田 阪本先生は研究を始めるにあたつて、作業仮説として神道指令にある定義を出発点とされ、これまで研究して来られた訳ですが、研究してこられた結果として、神道指令の定義以上に拡大して解釈するということに関しても、どのような問題点を感じておら

れるのか、あるいは、むしろ自分の立場をもう少し広げた方がいいとお考えなのか、その辺のことを参考までにお伺いしたいと思います。

阪本 非常に深刻な問題だと思います。感想めいたことになりますが、先ほど大石先生が言われたレジーム、体制、あるいは平野先生がいわれる国家神道体制について、私としては大石先生がいわるよう国家神道というものを明確に定義して、それに「体制」とつけるとすれば、体制のものも国家神道に規定されるわけですから、これはある程度明確に定義され得ると思います。こうなれば、先程大石先生がいわれたように何でもかんでも含むるということはできません。私も国家神道体制という言葉を使っていますが、そうした限定した意味で使っております。

しかし、私は、平野先生がいわれるような、天皇制イデオロギーなどを含んだ国家神道体制論と、大石先生がいわれるような法制論との中間点しております。何故かといえば、制度には必ずイデオロギーが伴う、イデオロギーがない制度はない、イデオロギーは制度化されると考えるからです。神社非宗教論といわれる一種のイデオロギーも体制化されました。ところが、真宗の言う神社非宗教論、キリスト教の神社非宗教論、陸軍憲兵隊が使う神社非宗教論、文部省が使う神社非宗教論、これはそれぞれ微妙に、あるいは非常に大きく違うわけです。それを包含する体制が、ある時から変質して行く。その転換とは何だったのか。葦津先生に聞

いたことがあります。「なぜ満州事変以降特異な状況になつたのか、ある意味で非難されても仕方ないような状況になつたのか」とお伺いしたところ、「明確には分からぬ」ということでした。私自身も明確には分かりませんが、確かに違っています。

この点に関して、先程山口さんが非常に重要な問題提起をされました。まさに宗教の概念の変化といいますか、それが国家当局、内務省あるいは文部省でものすごく敏感な問題になつてきました。加藤玄智さんであるとか、他の色んな宗教学者達の、神社対宗教の問題。そこには宗教というものの概念の広がりがあったのだと思います。真宗なども、明治末ぐらいまでは、あまりガタガタいわなかつたのに、大正から昭和にかけて、何やかんやいつても神社でこういう行為をしているのは宗教ではないのかと、些細な所をついてくるようになりました。その背景に何があるか。経済的な側面から考えてみますと、まさに宗教的な神社がたくさんあつたわけですね。まさに宗教的行為で物凄い社入を得ていた。お膝元の伊勢でも神宮の大麻の問題が起りました。これで帝国議会でも浜田国松議員が盛んに発言して政府を困らせた。政府としては神宮司庁と神宮神部署とを区別して明確に政教分離したつもりでしたし、それ対して国民もなにも文句を言わなかつた。しかし、浄土真宗やキリスト教が問題にしだしたわけです。キリスト教はともかくとしても、真宗教団という日本の仏教体制を支えるような大きな教団が、また明治の始めの島地黙雷のように、難問を持ち出して

來た。それに対しても、政府はずっと苦慮してきて、結局、何の問題の解決もできないまま神祇院を創り、その神祇院で検討しようとして、梅田義彦先生や私の父もその問題に取り組みました。が、未解決のままに敗戦、神道指令を迎えた。そういう意味では、体制の確立どころかまだ右往左往している状態であった。まさに未完成交響曲のような感じで国家神道というものは終焉した。歴史は繰り返すで、明治の始めの問題が昭和にててきた。その背景には、類似宗教の問題、キリスト教の問題、それから世界的な列強との対峙の問題、様々な要素があると思います。しかし、だからといって、そのすべてを国家神道、国家神道レジームにことよせて、それがすべて悪かったというのは、葦津先生がいうように、あまりにも国家神道を過大評価しているのではないかというふうに私は考えております。

新田 今のお話を受けまして引き続いて百地先生、山口さんにご意見を伺いたいと思います。

百地 平野さんの国家神道と国家神道体制との区別という問題は、一九九五年の論文でできますが、それまでは余り見掛けなかったように思います。そうするとこの議論ができた理由としては、従来の一方的な国家神道論ではやつて行けないという一種の議論の破綻から、それに変わるものとして国家神道体制論という形で新しい議論を展開されたのかなという感じがしております。それから体制、レジームの問題で議論するということは、歴史そのも

のの評価の問題になつてしまつ氣がします。そうなつてしまつて益々議論が広がり過ぎてしまつて、学問的な議論ができなくなつてしまつう思います。もともと、国家神道の問題は、政教分離の土俵の中で出てきたものです。GHQも基本的には政教分離の問題としています。確かに神道指令の適用にあたつては、やはり公葬の禁止とか慰靈祭への公務員の参列の禁止などにおいて、軍人の場合と文人の場合とでは区別して扱つていますから、したがつて神道指令の狙いは軍国主義を根絶させるところにあつたという議論もありますけれど、基本的には政教分離の問題として出てきただらうと思います。

それから、強制をめぐる議論にも体制論との関係が出てくると思いますが、戦前には学校が主催して神社参拝をしたからといって、これが直ちに強制なのかという問題があると思います。今日の我々の目からすれば、公権力が神社に参拝させたということ自体が強制だという議論も成り立つかも知れませんが、当時の立場からすればそんな議論は成り立たないという氣もします。信仰的な理由でどうしてもいやだという者に無理やり強制的に、信仰的な行為をさせたというのとは違うわけですから。これについても一つ一つのことを事実に基づいて整理していくかないと、この強制論も拡大して議論が混乱するだけだらうという感じがします。

新田 今の百地先生の議論をお伺いしての感想ですが、平野先生の議論の中で学校行事の強制について「知らず知らずの内にそ

いう方向へ持つていった」という議論がありました。しかし、強制が強制として存在するためには、強制されているという意識の存在が前提になるとと思います。ある時代には、強制だと感じないまま当たり前のこととして行動していたことについて、後の人々の意識に依拠して強制だと言うのは果たして妥当な評価と言えるのだろうかという感じを持ちました。そして、山口さんのお話でてきた社会意識の変化ということは、極めて重要な要素であると思います。しかし、行為とか発言とかは記録に残る可能性が高いのですが、内心の問題、意識の問題、しかもそれが多数の国民の社会意識の問題となると、非常に確認しにくい事象となり、そのことがこの問題を非常に困難にしているのではないかという印象を受けました。それでは山口さんお願ひします。

山口　國家神道ないし国家神道体制の定義の問題ですが、以前に私があるところで書いた時には、当時の国家神道論を二つに分けて考えました。一つは村上重良さんの神社祭祀ないし神社神道と皇室祭祀の結合を中心とする概念。もう一つは、神社非宗教論を軸に組み立てる説で、これは少し前の平野さんの説を念頭に置きました。しかし、どうも最近は、この二つをとらずに、むしろ神道指令の中にある国家神道の定義を軸に組み立てる方が多くなりました。そして、最初の村上重良さんの説をそのまま受け継ぐ形の人は余りいなくなってしまったという感じがします。それについてはやはり国家神道研究がある程度進んで、もう少し厳密な定

義を研究自体が要求するようになったという理由が考えられると思います。

それで、神道指令による国家神道という概念から歴史を振り返つていくことになりますと、最後の最後の段階で定義されたものに基づいて、その前の時代の中からそれに対応するものを見ていくという風にどうもなりやすい、国家神道发展史という風なイメージになりやすいと思います。しかし、こういうのはやはりどうなのかという考えが、個人的にしております。近代といつても結構長いわけで、憲法以降というのも一つの括り方ですが、その前の流れが制度化されたのが憲法であり、その後も変容していくいう考え方もできると思うわけです。

次に先程から出でております強制の問題についてですが、このような疑問があります。ある宗教を強制するという場合に、ある宗教を信仰しろという場合と、それ以外の信仰を許さないという場合の二通りが考えられます。この二つの間には微妙に差があつたのではないかという気がします。例えば、大石先生が言われた市村さんの絶対国教主義というのは、国教以外の信仰を認めないという形の定義であると思います。日本のようく神社も仏教も両立してしまうというカルチャリーにおいては、ある信仰を強制するということ、ある信仰以外を許さないということでは、その意味が同じではないと思います。

それと意識の問題ですが、その変容ということが先ほどから議

論になつており、私自身も大変関心があるので、これは提えるのが難しく、なかなか説得的な議論になりにくいところがあります。特に制度と結び付けてやろうと考えますと、制度史の細かい話の後で意識の変容というようなことを言つても、何か全然説得力がないという場合があります。また、強制という問題についての意識を捉えようとした場合、これは極めて個人差のある問題だと思います。つまり、國民は強制されていなかつたというふうな説を唱える方がいる一方で、いや俺はある時弾圧されたと思ったという人が存在するわけです。すなわちある人の意識はこうであつたけれども、別人の意識はそうではなかつたという個人差の問題が出てきてしまう。そのあたりをどのように評価するべきかといふ問題が出てくると思います。このあたりを何かもう少しきちんとした枠で捉えられるような説明ができるは、今までやつてきた議論に共有点が増えるのではないかと思ひます。

新田　今の山口さんの議論を聞いて気が付いたことですが、美濃部達吉は、臣民の義務を神社神道とからませて論じた人ですが、この人が言つてゐる義務は信仰しろということではなく、不敬を為さざる義務なんです。失礼なことをしてはいけないということです。それと同時に神社の信仰は強制されないとも言つています。つまり、この二つが両立しているわけです。これが、両立した精神的背景を考えることは、非常に大事な問題ではなかろうかと思いました。

て、私はその時気が付いていなかつたんだとか、変な信仰にとりつかれていたんだという人もいるかもしれません、小さい頃からそうやって教え込まれれば、そうなる人もいるわけでしょう。その可能性は、少なくとも私には否定できない。そういう広がりを持つた議論をすべきだという点では、平野さんの議論に賛成なのです。しかし、法律制度としてどうかといわれる、確定できる要素が少くないことは確かでしよう。その点が少し気になりましたので、お話ししました。

阪本 今、大石先生が言われたところで、先ほど新田さんから、阪本の議論の展開は制度でとまっているのか、それ以外の展開があるのかという質問を受けました。先程は、一般化して逃げた所がありましたが、もう少し具体的に申しあげたいと思います。教育ということで言いますと、すでに明治の十年代、特に二十年代、憲法、教育勅語が発布された時点で、祝祭日の唱歌、学校の儀式歌の中に、神宮については神嘗祭の歌が小中村清矩の作詞によつて、学校行事の中に組み込まれています。紀元節ももちろんです。当時これについては、教育勅語賛成、神宮さまということで、批判はほとんどなかつた。そして、こうしたことが小中学校の学校行事として、年中繰り返される。それに対して当時の人は、ほとんどの人が、違和感を持たなかつた。ところが、これに対して違和感を持つ人達が、全体に対してのパーセントは少ないでしようけれども、明治末期・大正・昭和となるにしたがつて増えてきた

ことは、常識的に見ても明らかであります。マルキシズム、あるいは無政府主義という全く国家の体制そのものを否定する人が出て来たわけですから。それに対して、当初は無政府主義者や共産主義者だけを取り締まつていた警保局、あるいは司法省が、後に自由主義まで取り締まり対象に含め、これが学問の領域まで及んだ。そこまで来たことも事実であります。それについて私は、決して目をそむけるとか、強弁を弄するというつもりはありません。ただ、私が考えているのは、神社の清掃や村祭りに行くのが当然であつた村の慣習や意識が、学校教育に組み込まれたということ。また、いわゆる祝祭日の儀式とか国家的な行事というものが付け加えられた。そういうものに違和感を持たない土壤があつた。ただし、それが何十年も繰り返され、また固定化されると、当然それに馴染まない人達も増えてくる。意識の変化、あるいは新しい意識の芽生えです。その点については、大石先生がいわれますように、また山口さんがいうように、我々としてはやはり真摯に見据えた研究をしなければならないと思います。有り体に言いますと、私が本を書いて以来悶々としてほとんど論文を書いていませんのは、それは未だ第一論文に着手するに至るだけの心構えと気持ちが整わず、かなり動搖しているところが正直いつてあります。つまり、もう二度と要らぬ誤解で、國家神道の免罪者などという侮蔑的な言い方はされたくないと思います。そういう誤解をまねかないためにも、私は慎重にやりたいと思つてお

りますが、今日のシンポジウムで、益々その大切さと困難さを実感しました。

新田 今の点に関連して、私の感じておりますことを一つ申しあげます。それは、様々の段階を経て最終的にある事態に立ち至つたとした場合に、その帰結をもたらしたもののが最初からあつたもの、たとえば繰り返された行事であるという議論はどうも納得がいかないということです。変化をもたらしたもののが最初から存在した要素であるというのは、論理的にどうも納得できない。最初のものが次第に形をかえていったとすれば、最初にはなかつた何か別の要素が加味され、それこそが変化の原因であると見るべきではないか。最初からあつたものが次第にその本質を表していくたというのは、神学の議論としては可能かもしれません、実証的な発想としては納得しがたいというのが、私の今持つてゐる感想であります。

最 後 に

それでは、残り時間がわずかとなりました。最後に、それぞれの先生方から本日の議論を振り返つて、一言ずつお願ひします。百地 とにかく勉強になりました。憲法の荒っぽい議論しかしておりませんので、この問題は非常に奥の深いものだということが判りました。特に、明治以降宗教の定義・概念そのものが変化し、

うのは、極めて、偏った議論だという感じがしております。こういう議論に対してもきちんと反論していかないといけないと感じております。

ついでに、我が国では、政教訴訟を起こしたりすると、原告に對して色々電話がかかります。それに対して、批判をあびることがある。大変な迫害が加えられるという人がおります。確かにそういう好ましくない事実もあるかもしれません、しかし、これも誇張であり、一方的な非難であつて、早川武雄教授が『アメリカ法の最前線』という本の中で「アメリカの政教分離訴訟の社会学」という論文を書いておられます。それによりますと、日本では、こういう訴訟が起きると原告を支援するようなマスコミや学者が多いわけですが、アメリカでは、逆に原告に対する迫害が凄まじいということです。訴訟を起こしたために職を失つたとか、脅迫を受けたり、あるいは市の福祉局を首になつたとか、家の花を踏み躡られたとか、あるいは窓ガラスが割られたとか、子供が袋叩きにあつたとか、わが国では起り得ないようなことが實際に行われているわけです。こういった事実を全く無視して、日本での出来事だけを誇張するというのは奇異に感じます。それで、このような問題についてもきちんと説明していかなくてはいけないのでないかと感じました。

山口 阪本是丸さんなどの研究によつて、神道指令の定義にあるような国家神道の制度面がかなり詳しくわかつてきた。その一方

で、国家神道体制といいますか、レジームをもう一度論じ直してみたいという雰囲気が、各先生方に見えるような気がしました。実は私もそう感じていたわけです。そうした中で、歴史学の方では、最近、国家神道という概念を使う方が極めて減りました。どちらかというと、もう少し広めに考えて、国民統合という言葉ですとか、あるいはフーコーの権力論を使って、もつとモダンな議論をするとかいうのが、はやりです。それで、そういう傾向を取り入れて研究するというのも一つの方向だとは思います。しかし、そうすると当初の宗教に対する関心が薄らいでいつてしまう。統合を論ずるのであれば、それはもう神社なんかを見るより、教育の方がずっと重要なという議論になつてしまふ。スタートは政教関係だったにもかかわらず、いつのまにか全然違う所に行つてしまつたとでもいうような議論が出てきているような気がします。ただそういう研究も全く無視はできないのであって、むしろ制度的な、先程いった細かい意味での国家神道を超えた何かを考え時に、そのような研究を参考にして、神社の社会における領分、大きさというものは、一体どの程度だつたかということを、考えていきたいなと今日は思いました。

それとあともう一つ、今日四時間以上ですか、話していたことは、やはり近代になって宗教という概念でものを考え始めた、その苦渋の歩みの連続ということについてであつたと思います。僕はそういう視点をかなり前面に出して話をしたんですが、そう考

えてみると、宗教というものの関心が、統合論なんかの影響で

ちょっとと引いている中で、もう一度宗教というものの、宗教概念そのものを真正面から捉えるという作業も必要だらうと思いました。これはどう考へても一時にさつとできる仕事ではありませんが、そういう風な作業も当然必要ではないかという感じがまた強くしました。そして、研究の進展というのは確かにできなくて、かつての議論と比べれば、共有されているものが数段多くなつていてるという気がして、心強く感じました。

大石 私も大変参考になりました。いろいろの見方があるということも、概念をきちっとしないとなかなか実りある論議にならないといふことは、普段から感じていたことではあります。今日とくに痛感させられた次第です。ただ、最後に一つ。山口さんが、国家神道について村上説がだんだん少なくなつてるのは、阪本さんや新田さん、あるいは百地先生などの確かな業績がどんどん出てきたせいもあるだらうという風におっしゃいましたが、確かにご業績は立派ですが、そういうことで少なくなつたなどのは、やはり過大評価だらうと思ひます。要するに、憲法学者の方はあまり勉強していないのです。宗教というと、どこか腰が引けるといふような雰囲気が強くて、教科書の中できちんとした議論をしている人はほとんどいません。そのことの端的な表われだらうだと思います。私などが、無神論的な政教分離論と有神論的な政教分離論を区別しろといつても、みんなボケンとして聞いていますか

いずれにしても、かつて一般論としていえば政教関係の問題、とくに我が国の憲法史に即してみれば、いわゆる国家神道体制の問題を國式化した人々は、いろいろな欠点があるにしても、やはり判りやすい國式構想の点で大変うまかったように思います。だから人間に贈炎したのでしよう。それに対抗しようと思えば、概念は精密に作らなければなりませんが、アンチテーゼとしての國式を再構成する必要があるといふことも、今日、反省させられた点でもあります。

阪本 鑄びついていた頭がちょっととまわり始めました。こういうシンポジウムに出て、生まれて始めて、心の底から出て良かつた、勉強になつたとつくづく思います。だいたいほとんどの意味もないとせせら笑つていただがれました。だつたんですが、今日は本当に山口さん、百地さん、大石さん、新田さんの話を聞いて、帰るのが惜しい、お話をもっと続けていたいという気持ちでいっぱいです。どうもありがとうございました。

新田 私も一つ申しあげたいと思います。今日のお話の論点の一つは、過去の意識に迫るということであつたかと思います。それを裏返しますと、自分を含めた現在の人々の思い込みを排すといふことではないかと思います。現在の思い込みの上に、論理と有利な事実だけをたよりに歴史を解釈しようとすることは危険だと思います。私が作成しました「資料」の最後に、伊藤隆先生が治

安維持法について書かれた文章を載せました。その中で伊藤先生は、治安維持法が宗教団体に対して適用されたことについて、それは「当初の治安維持法の趣旨からは想像もつかぬことであった」と述べておられます。そして、どうしてそうなったかといえば、「その背後に当初の対象たる日本共産党が壊滅してしまっているにもかかわらず厖大化した「特高」網、思想検事等々のそれに関する官僚組織の自己保存という組織の論理を想定しないわけにはいかないだろう」（『昭和期の政治』三五二頁）と説明されています。このような例からも、思い込みから事件の原因を断定することは危険だと思います。

それから、「知らず知らずのうちに」ということについてですが、大石先生が言われたように、意図的に操作したという面は確かに考えられます。しかし、ある時代条件の中では、ある行為を能動的・積極的に行っている側においてさえ、操作しているという意識を持たなかつたということも十分に考えられます。そして、意図的にやつたのか、そうではなかつたのかということの間には、やはり大きな違いがあると思います。実は、このことに関して、私は平野先生に質問いたしました。その知らず知らずのうちにということは、誰が計画して、どんな意図のもとに遂行したのでしょうか。これに関しては今回お答えいただけませんでしたが、このことに関しても、実証的に明らかにしていく必要があると思います。それでは、これで本日のシンポジウムを閉じさせていただ

討論を終えて

新田均

一昨年の四月、これまでの自分の研究を一冊の本にまとめ終った時の私の結論は、国家神道（体制）という枠組みで近代日本の政教関係全体を捉えることは不可能であり、歪んだ理解しかもたらさないということであった。それでは、新たにどのような理解の枠組みを構想し得るのか。これが今後の研究課題として浮かび上がってきた。そのためのヒントを得たい。それが本シンポジウムを企画するに当つての私の意図であった。

幸いにして諸先生方の御発言から多大の刺激を受け、様々な着想が浮かんできた。その一部は既に「近代政教関係研究についての一試論」「國家神道」論を超えて」と題して『皇學館論叢』（第三卷第一号、平成一〇年一月）に発表した。そこでは、新たな理解の枠組みを構想するにあたつての分析視角を三つにまとめて提起した。それは、（1）政府と「宗教」との関係、（2）外國の制度および実態との厳密な比較、（3）多角的な視点からの考察の三点である。詳しくは、当該論文を御覧いただきたい。

当該論文において、私は近代日本の政教関係の完成の時期を一應明治三〇年代と仮定しておいた。しかし、その後の検討の結果、仮説の段階においては、ある時期を典型的な時期と見て、その前

シンポジウム・近代日本の政教関係の枠組みをめぐって

きます。

牟禮 最後に所長よりご挨拶申しあげます。

清水 本日は長時間にわたり、熱心な討議をいただきありがとうございました。先生方にはそれぞれ専門の立場から有益なお話を頂戴できました。本日は近代日本の政教関係の問題を考りがとうございました。本日は神道研究所の紀要においていずれ公表される場合に、今日における、専門の議論のどこに問題があるのかただきますので、ご期待いただきたいと思います。

ということについて、具体的に学ばせていただきました。本日の先生方のお話の中には、今後この問題を考えしていく上で重要ないくつかの論点が含まれていたと思います。これらは、来世紀も日本が背負つていかなければならぬ問題かと思います。本日の討議の成果は、神道研究所の紀要においていずれ公表されただきますので、ご期待いただきたいと思います。

そして、政教関係の全体を括するという意図から、政府の宗教政策に対する基本的な態度に焦点を当てた場合、四つの時期と三つの移行期に区分して検討するのが適当ではないかと考えに達した。その概略を述べれば以下のようである。

第一期、明治元年から明治一〇年まで。積極的宗教統制の時期。宗教を国民統合に積極的に利用するために宗教の改変を行つた。

第二移行期、明治一〇年から明治二〇年まで。具体的には、内務省社寺局の設置から官国幣社保存金制度実施までの。

第二期、明治二〇年から明治三三年まで。消極的宗教統制の時期。宗教が国民統合の障害とならないよう統制することを宗教政策の目的とした。具体的には、管長制度や「神社改正之件」の構想に基づいて行政が進められた。

第三移行期、明治三三年から大正二年まで。具体的には、内務省神社局の設置から、官国幣社国庫供進金制度・府県社以下神社神饌幣帛料供進制度・三教会同を経

て、宗教局が文部省へ移管されるまで。

第三期、大正二年から昭和六年まで。積極的宗教利用の時期。

再び宗教を国民統合に利用するようになつたが、その自主性や自治に対する配慮が存在した。

第三移行期、昭和六年から昭和一六年まで。具体的には満

州事変から、日華事変を経て、宗教団体法の成立、

治安維持法の改正まで。

第四期、昭和一六年から昭和二〇年まで。積極的宗教統制の

時期。宗教に戦時体制の一翼を担うことが期待され、再び宗教の改変が行われた。

この時代区分についてのこれ以上の説明は今後の課題として、取り敢えずここでは、この区分の特徴を二つだけ述べておきたい。一つは、第二期と第三期の区分を設けたことである。最近の説においては、明治初年の神道国教化政策期と満州事変以降の時期、そしてその間の時期という具合に大きく三分割して考えるようになつてきている。私は、基本的にその考え方を踏まえた上で、それに加えて、日露戦争後的地方改良運動を境として宗教政策に大きな質的転換があつたと考える。もう一つは、私の区分においては、四つの時期の意味を考える上で、移行期の検討が特に重要なことである。

さらに、以上の時代区分とともに、その基調に、行政上の観念として、二つの非宗教論が存在していたことを考慮に入れる必要

校正を終えて

山 口 輝 臣

急なことだった。シンポジウムの案内をいただいたので、都合

を付けて聞きにいこうと考えていたところ、平野先生のご病気と

いった様々な事情もあって、なぜかコメントーターなる肩書きで、聴衆の前に座つて参加することになった。準備はもちろん不十分

で、そもそもシンポジウムのコメントーターなどからして初体験、しかも大家に囲まれ私一人学生という始末。とにかく緊張してい

たことを思い出す。

校正がまわってきた時に一番心配だったのは、そうした経緯か

ら、自分がとんでもなく見当違ひな発言をしているのではないか

という危惧だった。発言内容の評価については、主催者や読者に判断を委ねるほかないが、自分で今度読んでみて面白かったのは、

私自身の緊張が徐々にほぐれ、口が滑らかになっていく有様が、伝わってきたところである。筆記という形式のおもしろさだらう。もつとも、それが良かつたのかどうかは別問題だが。

さて、いつまでも自分のことばかりでは申し訳ないので、討論全体についての印象も記しておこう。参加者が自賛するのでは少々いかがわしいが、このシンポジウムは読み物としてもなかなか興味深いのではなかろうか。その要因はいろいろあるが、まず挙

がある。一つは、いわゆる「神社非宗教」論であり、もう一つは「類似宗教非宗教」論である。これが今日の目から見て宗教の抑圧と思われるような問題の発生と密接に関連していると思われるからである。

げるべきは、私はともかくとして、近代日本の政教関係研究の第一線でまさに活躍している人々が、相互の意見の差を踏まえつつ、

自説を展開した希有な機会であるということだろう。その点で何より惜しまれるのは平野先生のご欠席で、もしまだこうした機会があれば、是非とも直接ご意見をうかがつてみたい。

しかしくら面白いと言つても、この討論の記録に、テーマで掲げられた問題についての何か結論めいたものを期待すると、はぐらかされることになるかもしれない。この討論は結論を出してはいないし、そもそもそうしたことを最初から目標にはしていない。しかし、自分で今後この問題を考えていこうという方々には、この討論は何らかの手引きとなり得るに違いない。研究の前線で現在いかなることが考えられているのか、またそれら相互はどのような関係にあるのか・・・。そうしたことが、浮き彫りになっているシンポジウムと考えられるからである。